

城の四隅まで祭る。後よ四角四隅の祭と云ふ。と云れたるか如し。又臨時祭式よ障神祭とあるも此神等の祭なり。其ハ外國人の參來れる時と。罷歸れる時と。行はる祭なるか。此祭式のあるを以て。古外國を根國底國よ準へて。穢き物と。其神をも厭ひ給へる古義を思ふべし。其ハ武甕槌神經津主神の荒ふる神を言向け周り給へる時と。大國主神の薦よりて。波神を辨導として。惡神妖鬼を逐ひ給へること。此よ思合せて。其深き由緒を尋ねべし。其ハ惡神妖鬼ハ。みな夜見國の穢より成たるものなるか故と。岐神さき立て逐ひたまへるなり。借しか神世は逐ひ給へる妖鬼とも多くハ外國へ逃往たるを蕃客に屬て。又歸り來らむ事を憚りて。いと上代より然る。と云る然る言ともなり。諸式よ河内國大縣郡石神社。常御祭のありしあるべし。と云る然る言ともなり。諸式よ河内國大縣郡石神社。常世波姫神社並玉へる。常世波姫神ハ八衢比賣神の御靈を。故ありて祭玉へるなるべし。石神社の事ハ次よ云。

又投ナカテ其帶ノオビ。是謂長道磐神。又投モラ其衣ノキタ。是謂煩神。又投モラ其

禪ナカテ。是謂開齒神。又投モラ其履ノシヤ。是謂道敷神。

帶。記傳よ於備ハ於夫と云用語を。體語よしとる名也。万葉よ帶よせると云こ

とあり。○長道磐神。記よ道之長乳齒神とあり。名義万葉に遠き道の事を。道

の長手ナカテと多と詠める。長手は即長道とて。同言なり。二十よ道乃長道ナカテともあり。

道を手と云るハ。繩手又物に鑰之手カギノテなどの手あり。道の行手ユキテとも云り。親く通ふ言なれハ。八十限道を。八十限手と云。宇麻志遲命を。宇麻志麻手命ともあるを思

ふ。磐ハ或説よ間に通ふと云り。長道ハ何れを云と云に。黄泉坂の往來の

長道ナカテよあたりて。守給ふ神なるべし。信友云。道に迷へる時に紐以て占る法も

立て迷ふとも。妹か結ひし紐をとかめやとあるを契沖説に。此ハ紐ハ二つある物も

ハ。道に迷へる時に解て。何れの方より行むと。占るなるべしと云り。但し紐ハ二つあるものなれハ。と云るハ。偏なり。紐も帯も大かた同し物なれハ。一條の紐ならんハ。二つの末

を振分て。行へき方の道を占へたるなるべし。此の道之長乳齒神ハ。物實の御帶よ

りて。道の長手に由ありて。彼岐神と似たる赴なり。夫木集に爲相卿。めくりあはむ契の末ハ長乳齒の神のしるべを頼むはかりと。とあるも。彼紐占の事を裏に含みて。詠れしと聞えたり。然れハ此紐占ハ。道之長乳齒神に卜問也。○衣。美曹ハ或説法あり。此ハ記傳に云れたるに。驚かされて聊考をそへて云へり。

御装の中略也と云り。また美祢斯とも訓へし。八十矛神の御歌も見えたり。記傳云。太刀を佩物なる故は。御佩と云。弓ハ執物なる故は御執と云如く。衣ハ著物なる故は御著と云なり。著を古言に祢流と云り。又中卷倭建命御歌。祢世流と見ゆとあり。古訓にコロモとも訓。○煩神。記は和豆良比能守斯神とあり。記傳云。和豆良布ハ物ハ障り滯る意なり。万葉五。可爾可久爾思和豆良比能尾志奈可由。又病を云も。病よとへられて。清々しむらぬ意也。武郷云。天武紀に哭をワツラヒと訓み。名義抄ハ厄をワツラヒと訓り。借此神の御名。御衣ハ由ありてもきこえず。記傳に強ていは。云々云れし説めれど叶へり。○禪。重胤云。波加麻ハ履装と云事なるへし。記傳云。和名抄袴ハ加萬とある是也。雄略卷哥。多倍能婆伽摩鳴。那々陞鳴絶とあり。とて字鏡ハ禪禪禪口大袴。志太乃波加万。和名抄ハ禪須万之毛能。一云知比佐波毛乃。なごあり。如此分て呼ハ後のことよて。本ハ袴も禪も波加麻なるへし。字ハは拘るへからず。此に禪字を寄たれとも。必しも禪禪禪などの事とも定むへからす。かの雄略卷歌に七重をしとよめるを以て。表の裝束なるをも波加麻と云ること知へとあるが如し。倭名抄箋注曰。按謂禪至禪之物。宜常滿濯之也。志太乃波加万。蓋當時既有今袴。著之內衣上。故呼禪爲下袴。然猶未失下謂禪爲履装ならむと云故ハ瑞珠盟約章。縛裳爲袴と有。天照大御神の男の御装を成し給ふ所の文也。女神よりとらせ給へハ。常ハ連幅なる御装を。御とせたまへりしを。其を縛り上て。兩股なる御袴を成したまひて。履と物よ成し玉へる故也。波加麻とは云よて。裳の引纏ふ物を踏入て。履とよしの名なり。和名抄。野王案在上曰衣。在下曰裳。總謂之服也と見え。記まハ。伊邪那波大神も。御裳と云事の見え。賀茂舊紀。夜夢天神御子云。各將達吾。造天羽衣天羽裳。炬火乎銚云々待之。と有も男神の料。天羽裳と有なれ。男の袴をも母と云。を摠てハ男ハ履と方。女ハ纏ふ方なる故也。唯母と云時の女の事に成れとも。右に出せる和名抄の禪の下。松小禪也。漢語抄云松毛乃之太乃太布佐伎と有。表袴を母と云て。裳下之禪と云るなり。名義抄も。禪字を字鏡と同じく。志太乃波加万と有。志多母と云

知へとあるが如し。倭名抄箋注曰。按謂禪至禪之物。宜常滿濯之也。志太乃波加万。蓋當時既有今袴。著之內衣上。故呼禪爲下袴。然猶未失下謂禪爲履装ならむと云故ハ瑞珠盟約章。縛裳爲袴と有。天照大御神の男の御装を成し給ふ所の文也。女神よりとらせ給へハ。常ハ連幅なる御装を。御とせたまへりしを。其を縛り上て。兩股なる御袴を成したまひて。履と物よ成し玉へる故也。波加麻とは云よて。裳の引纏ふ物を踏入て。履とよしの名なり。和名抄。野王案在上曰衣。在下曰裳。總謂之服也と見え。記まハ。伊邪那波大神も。御裳と云事の見え。賀茂舊紀。夜夢天神御子云。各將達吾。造天羽衣天羽裳。炬火乎銚云々待之。と有も男神の料。天羽裳と有なれ。男の袴をも母と云。を摠てハ男ハ履と方。女ハ纏ふ方なる故也。唯母と云時の女の事に成れとも。右に出せる和名抄の禪の下。松小禪也。漢語抄云松毛乃之太乃太布佐伎と有。表袴を母と云て。裳下之禪と云るなり。名義抄も。禪字を字鏡と同じく。志太乃波加万と有。志多母と云

訓の有。下裳と云事あり。又志太乃波加万と云も。持昇禪履の如くして。結る物なれば。波加麻と云るまで。何れも裳と云言の。離れざるを思ふべし。又裳の装束なる故に。打任せて云事なるか。記傳に。后宮名目抄に。御志多母下裳と書く。此は掛湯具の事にて。未々にては。御湯母自なと申侍る云々とあり。女は表に着る裳ある故に。其別たむ爲に。下と云るなるべし。とあるか如くなれども。右云。如く。男も袴を裳と云ひ。其に分たむ爲に。下裳と云名目も有にそ有ける。○開

留神記。御禪。道保神成坐。御冠。飽咋之宇斯能神成坐りとあり。此

と異ふり。名義未詳ならず。式。和泉國大鳥郡開口神社。和泉志に。住吉之外

明神と。神名帳頭書。兼永点本。訓。口曰。久比。蓋爲。開留神とあり。○履

和名抄。唐韻云。草曰。扉。麻曰。屨。草曰。履。和名並久豆用。鞞字とあり。

後世に履にも種々の名あり。類貫毛沓もみたび。亂緒の沓。蕪沓等なり。又其蕪沓も。金剛草履乳わらしなどの名あり。○道敷神。本。道

を千と作る誤なり。諸古寫本。道とあり。改むべし。記傳云。道。字常。美知と

のみ訓めとも。本。言。た。知。よ。て。美知。御を添とる言なり。敷。借字。よ。て。及。比

意也。道を追及ふを斯久と古言よ云り。俗に追付を後方より。續て重なる意

なれば。万葉哥など。重浪。又浪はしとく。多と云ると本同言なるべし。此

ハ伊邪那美命。黄泉比良坂として。男神は追及坐るを云なり。とあり。されハ

此神ハ。記。伊邪那美命。黄泉大神と申すと云處。亦云。其追斯伎斯

而号。道敷大神。とある傳の混れたるもの也。記。此神のなきを正しき。諸記。

ハ此のつぎに。右の神等の外。於。投棄御裳所成神名時置師神坐。左右

の御手の手纏。奥疎神。奥津那藝佐昆古神。奥津甲斐辨羅神。邊疎神。邊

津那藝佐昆古神。邊津甲斐羅神。六柱ましくして。船戸神より以下。總て

十二神坐せり。此記。ハ此神等の御事ハ漏されたり。諸此神等の御名の解な

ごハ。記傳よつきて見るべし。平田翁云。上件道之長乳齒神より。邊津甲斐辨羅

御身に着る穢物を脱棄て。それに成れるなれば。此神等を實に夜見國の汚穢に依

て成れるにありける。然れば。此の何れも決めて。善神なるまじき謂なり。さて前の三

神ハ陸に屬き。後の六神ハ海河に屬て。禍事をなす神なるべしと云れたるハ。證もなきみたりことなり。必従ふべからず。

其於。泉津平坂。所塞磐石。是謂。泉門塞大神。亦名道返大神

矣。

本は於泉津平坂の下。或所謂泉津平坂者。不復別有處所。但臨死氣絶之際是之謂歟の二十五字あり。此ハ山陰よも云れたるが如く。後人の賢らも加へたるものにて。決て本よりの語ハあらぬこと。今辨ずるまでもあらす永享本ハ此文を其黄泉津平坂。言死出山。或所謂泉津平坂者不復別有處所。祖師云。臨死氣絶之際是謂歟。とあるが却つて古かりけるを。其文を引直して。今の如く書改めつる也。祖師云と云ひ。言死出山と云ハ。僧徒の書入たる證なりけり。○所塞磐石。是謂泉門塞大神。所塞を本ハフサガルとよめれど。記傳の説は依て。佐夜禮留と訓む方勝るへし。又泉門塞ハ。泉門爾佐夜理坐と訓へし。佐夜禮留ハ所障なり。佐夜理坐ハ所障坐なり。佐波理を佐夜理と云る事。記又方葉の例あり。泉門ハ即ハの平坂を云て。字の如く黄泉國ハ入門なり。記ハ塞坐黄泉戸。大神とあり。これを延佳ハ。黄泉戸廻塞坐と訓るもろし。

し。神名を逆ハ反て讀例ハ。所知初國之御真木天皇など同例なり。記傳ハ宜し。○道返大神。女神を塞て。道より返一奉りし故の御名なり。記ハ亦所

塞其黄泉坂之石者。号道反大神。亦謂塞坐黄泉戸大神とあり。重胤云。此大神ハ。右の坂路ハ塞玉へる千引石の。大神と成玉へるまで。彼火神を斬玉へりし劍の。後に稜威雄走神と。成玉へるは同一。儲此ハ大神と申し。亦名も然申添さるハ。殊ハ黄泉國より。疎ハ鹿ハ來る鬼神をも。物とも所思とす。追却け玉ふへき。神威坐る大神ハ坐るか故也。並々の神ハ。大神と稱られさる。御紀の例ふるを思ふへし。と云つて上にも引る式河内國大縣郡石神社。常世波姬神社並玉へるを思ふ。石神社ハ必此大神の靈を祭れるなるへし。祖神を道路ハ祭るハ。必石を立てて祀る事ハ。かゝ並給へる所謂よる事なるへし。

伊弉諾尊既還乃追悔之曰。吾前到於不須也。凶目汚穢之

處^ニ故當^ニ滌^ニ去^ニ吾身之濁穢^ヲ。則往^ニ至^ニ筑紫日向小戸橋之楹^ニ。原^ニ而祓除^ス焉。

既還。顯國^ニ還^リ坐^ルなり。顯國はもとの磯取盧島なる入尋^ノ殿ならむと重胤云り。さること也。○追悔。女神を深と慕ひ給ふあまり。殺^ス國なることをもむほしかけす。黄泉まで追行まじこと。追て悔給ふ也。○筑紫日向。筑紫ハ筑前筑後の域を云ハ本よりなれこと。ハ九國を都ても云へるなり。日向ハ。記傳云推古紀の大御歌。群武伽とあれハ古ハ字の如く如此唱へしなり。和名抄に比字加とあるは。後ハ音便と類れたるものなり。かゝ名けたる由ハ。景行紀に見ゆとあり。景行紀十七年三月。幸^ニ子湯縣^ニ遊^ニ丹裳小野^ニ。時東望之也。とある國名の義はさる言なれども。これを景行天皇御世の事と爲し。ハ誤なり。神代より名高き地名なるをや。此事は下巻の注に辨へ云へり。○小戸橋。一書又記は橋小門とあり。小戸よめる橋と云地名なり。故其小門の名を。橋小門と云り。諸かゝ名付たりしハ。神代ハ此處橋樹の生たる一^ノ地なるからに。

小門の名となれる也。橋といふ樹かゝ神代ハありしかと。田中頼庸氏云。今も自然なる橋生茂りて實なとも多く結ひて。其味ひこそ。後の柑子などにはおとりにけれ。みな人のとりて食はせむらにて。今も橋と云りと云り。これそまことの神代の橋なることハ明らかき。他國ハはのこらて。そのかみの日向。或にしも。今もあるこそかへす。くめてたけれ。せば其餘の國人ももびる。問試むへし。中頃絶たり。垂仁天皇御世。また新羅より来たて。今世よあるハ。即其種なり。凡て草木よハ上代よあり。ハ。中頃絶て又今世よある類もあれ。此を後世より着たる地名そなと云ハ。神代のいさ又。ハ。かりと間なる事をも思ハ。非説なり。諸小門ハ地名よハあらて。小き水門と云。川の落口なりけん。記傳よ云り。大海にありと云。對へたる名なるへし。万葉三。○楳原。和名抄は説文云。楳梓之屬也。日本紀私記云。阿波木。今楳又楳木。一名也。見爾雅とあり。箋注曰。廣本爾雅不載。楳有注字。爲是。邪注爾雅。楳楳一名土楳。按西山經。英山多楳。楳郭注云。又爲。以。楳。楳。不。同。與。此。所。言。異。所。引。蓋。舊。注。抑。源。君。所。見。郭。注。脫。土。字。又。按。一。名。土。楳。者。訓。之。楳。非。梓。屬。之。階。下。總。本。院。見。爾。雅。三。字。記傳云。是も地名よハあらて。松原楳原柳原非原などの類。まて。此。木。の。多。と。生。たる。地。を。云。る。なる。へ。し。と。有。り。重胤

云。櫛ハ名義抄ハ訓ルも。同一アハキナリ。言義ハ和名抄ハ。檀ノ木ハ一名也。とあるは依て考るに。青葉木と云事也。然るに此樹は常盤木なれ。葉の状は付て。青葉木と号け。堅き幹木は依て。堅とい名付たりけん。又和名抄ハ唐韻云檀万年木也。和名加之。爾雅集注云一名柎一名櫛。字鏡も。とあれハ。同物なること灼然。武郷云。右に引る倭名抄の檀木一名也とある文も。狩谷氏の説によれば聊疑をしまよしなきにあらねと姑く其説によれるあり。儲小戸橋之櫛原といふ地名。今聞ゆることなし。記傳ハ云れされト神名帳考ハ云。式日向國宮崎郡江田神社を。巡拜帳ト云ものハ。式内櫛原江田神社。産母二柱大神宮。櫛原一葉大明神。大官司川越江田村ハあり。今ハ那珂郡ハ屬リとあり。和名抄江田宮崎町近邊ハ。大官司社家也とあり。さらハこの江田郷ありを。古、櫛原ト云しト見ゆ。さらハ橋小門日向國ナとすヘさかカとあり。集解曰。寬延中有僧妻蝶者。持日向小戸橋櫛原圖。過余曰。曾行脚而至。于日向國而所得也。其圖曰日向小戸橋櫛原屬宮崎那賀兩郡。地形如扇。三方東距橋郷。有平沙。南北三里。号曰櫛原とあり。されハ今もこの地名道れ

るハこそ。なほト國人ハ尋ハぬヘし。○祓除。記傳云。美曾波ハ身ハ滌也。下文に迦豆伎而滌とあるを始ト。書記ハ滌去。また盪滌。また濯除ト見え。万葉ハ。潔身身ハ祓也ともあるを以知ヘ。今も除服也と。海川邊ハ出て清マり。又許理トて水浴ルことするハ。みたハ禊ノ意ハはナりトあり。波羅閉ハ拂ハ同シ。即下ハ拂濯トも書きたマ。右ハ引ル文ノ滌去ノ去字ハ。の除字ナとも其義ナり。又洗トも言通ヘり。されト拂又洗ハ。はハひハへト四段ニ活ケとも。祓ハ古クより四段ニ七ニに。波ハ倍トありサて中昔ノ書トもニみナはラへハらルと。見エ萬葉十のみありテ。二段ノ活ナり。波羅閉ヲ令レ祓ナりト云ハ非ナり。守部云。御身ハつけル物ヲ。投棄給ふハ祓除ナり。御身ノ汚穢ヲ滌キ玉ハ禊ナり。禊ト祓トハ別ナり。祓ハ惣名トて。禊ハ其中ノ一種ナれハ。禊ハ祓ト云ヘ。禊ハ禊トいハはず。禊ハ水邊トて行クハ限ルる名ナりト云リ。此説ハてあキらけし。平田翁説ニ。祓字ハ字災求レ福也ト注シ。禊字除レ惡祭名ト。三月上巳臨レ水ハ祓除不祥也。と注セり。然レハハらヘみセき。此一ニ字ヲ常タるヲ熟常たりト云ヘり。

遂將盪滌身之所汚。乃興言曰。上瀨是太疾。下瀨是太弱。便

濯之中瀬也。因以生神号曰八十在津日神。

遂將盪滌云々。山陰云。此八字なとてよけんと云れたれども。義に害なり。○

上瀬下瀬ハ。上よ云る如く。橋小門ハ川落口なるへけれハ。其處の瀬ヤなりと。

記傳よ云リ。○太疾太弱記よハ瀬速瀬弱とあり。記傳云。瀬速とハ流の急きを

云なり。弱よ對て云へれハ。よけしき意をも兼たり。瀬弱とハ。流の緩なるを云也。

諸弱きを取。給とぬハ。あまり流の緩處ハ深からぬ故なるへ。とあり。○興言。重

胤云。上瀬ハ瀬速と。下瀬ハ瀬弱として。猶足すおもほすを。其中瀬は。も。疾から

す。弱からず。其宜しき程を得て有。かハ。此處ハ降立て。おそと思ほ。成ぬる

伴。興言。一玉へるなり。興言ハ何よても。心よ一。感くる所有。其を取立て。言

よ云揚るを云なり。とあり。○八十在津日神。記よハ八十禍津日神。次大禍津

日神ニ柱とせり。一書よハ。大綾津日神あり阿夜と麻賀と同一。信友云。次大

字。今本ハ脱たるを山城國乙訓郡向神社の庫中所藏の古本にありし由。社祠六

人部某の筆跡に見えたりと云リ。されと凡有九神の數に合はされ。本のまはて

ハ。名義八十も大も稱辭。次なる神直日大直日の神大も同じ。記傳云八十

云。大は甚しきを云にや。と云れと。なほ數の多。平田翁云。麻賀とハ。万は凶惡と

きと物の大なるを以て。稱たるものとす。祝詞式よ。惡事古語麻我許登と見え。長行紀よ。禍害

を云て。即禍害の意なり。意。釋れし説津は助辭。日ハ清て訓む。し。いまた濁

なる由ふり。記傳云。とて世間よあらゆる凶惡事邪曲事など。みな元ハ此禍津

日神の御靈より起れるなり。と云れたるハ如し。此事ハ。とて世中の諸の禍害ハ。

みな汚穢より成れる事ハ。此神の成坐る事を。記の次の文よ。此二神者所到

其穢繁國之時。因汚垢而所成之神者也。とあるにて著明し。

次將矯其枉。而生神号曰神直日神。次天直日神。

將矯其枉。平田翁云。禍津日神の爲給ふ禍を。直さむ。所念しての意ふり。

那富須。とあり。重胤云。此又枉事を矯さむ。もほ。入て。又興言し玉へる

を。上は在る事を。再云は及はされぬ。興言の書とせんも此也。第十一書
 也。出水吹生大直日神とある如く。將矯其枉と。興言し玉ひて。氣吹放
 たせ御在坐一。事灼然きもの也と云り。○神直日神。大直日神。記傳云。
 直とい直からざるを直す意の御名なり。既直れる意もあらず。上は爲直とい
 るを以曉るへいと云り。大と云。神とい稱辭ふり。諸此神は。在津日神の甚と
 國土の禍害となる神は坐す故也。其を矯むむ所思坐して。生給へるなり。故
 此神は世は有る禍を直して。吉善は和^{ナク}還し給ふ神は坐すなり。記云次爲
 直其禍而。所成神名。神直毘神。次大直毘神。とあり○諸世間の諸の凶
 惡事は。在津日神の御靈より。起れるものなる事。また其凶惡事を吉善は直し
 給ふ事の。慥かなる證は。御門祭祀詞は。四方四角與利。疎備荒備來武。天能
 麻我都比登云神乃。言武惡事爾相麻自許利。相口會賜事無久。云々答
 過在乎波。神直日大直日爾。見直聞直坐氏。云々又大殿祭祀詞は。漏落^{モシヤム}

事乎波。神直日命大直日命。聞直志見直志氏云々。とあるは。諸の吉凶な
 ぬ。此神等の御心なること明らけし。さて吉事こそはあれ。世間の爲は。あしかる
 事を爲玉ふ。在津日神をしも。産靈大神の成出玉ふ。いかなる御意と云ふ。
 此は妙なる道理あり。此世間の吉事凶事互は行はるへ。立玉へるものにて。偏
 善偏惡の域はあらず。其は本居翁歌は。善事は凶事い續き。凶事は善事い續く。
 世間の道と詠れし。實は千古未發の卓言なり。凶事を行はるればこそ。其は
 就て吉事の出来るなれ。ひたふるは凶事ふとは。世は人の死するに云事もなく。
 災害は遇ふものもふ。道理は背くる事もなく。いと直一きは似たれども。さては
 後世は功績を立むと志すものもなく。勵み勉むる業もなく。善事を行はむとする
 もものあらぬものし。此處おもほしめして。産靈大神は。かく在津日神直日神
 をしも。伊弉諾神の御喪は當りて。幽は成し出玉ふものなり。此道理をよく
 おもひて。善惡互は行はる。世間のことを知るべきなり。また記傳は。諸世人の

凶惡を直して。吉善を爲へき。彼御禊の理はよれることなれども。彼大神此御禊を以て。世人の凶惡を思ふて。吉善を行へと。教諭玉ふらあらず。其故は。彼御禊も其時は故。神の教よりて爲玉ふら非ず。元來産業日神の御靈よりて。自ら黄泉の穢惡を。教諭しむもほす。己命の御心から爲玉へれ。世人も亦其如くして。産業日神の御靈よりて。凶惡をさらひて。吉善を爲へき物と。生れられ。雖ひ教ふと無きも。自ら其差別はあるものなり。と云れたる。實は然る説ともなり。○記は右の大道日神の次は。伊豆能賣神成坐り。重胤云。伊豆能賣神の下なる細書は。記は并三神也とある。右の直毘神二柱を合て。三柱なるふり。然れは次爲直其禍とある。其一列の神なれ。其直日神と。同義を以て説を成すへきと云り。伊豆は清と明き意也。この言の意は。次の所祭神の下に委く云へし。されは直日神は。柱を直むと思はし坐て。生給へる神は坐し。伊豆能賣神は其狂事の起りは自ら穢ふら其穢惡を除き去たる上。改めて清く明きよ

立返らるるべからず。其清く明きよ立返らむと云はし。坐して。生給へる神は坐は。此の御名は。實給へるよそありけらし。是を所謂世は清故と云ふこの起れる本なりける。

又沈^{シヅ}濯^{シヅ}於^ニ海底^ニ。因^テ以^テ生^シ神^ト号^ス曰^ク底津^ノ少童^ノ命^ト。次^ニ底筒男^ノ命^ト。

又潜^{カケ}濯^{シヅ}於^ニ潮中^ニ。因^テ以^テ生^シ神^ト号^ス曰^ク中津^ノ少童^ノ命^ト。次^ニ中筒男^ノ命^ト。

又濟^{ツク}濯^{シヅ}於^ニ潮上^ニ。因^テ以^テ生^シ神^ト号^ス曰^ク表津^ノ少童^ノ命^ト。次^ニ表筒男^ノ命^ト。

凡有^ス九神^ト矣^ク。其底筒男^ノ命^ト。中筒男^ノ命^ト。表筒男^ノ命^ト。是住^ス吉大^ノ神^ト矣^ク。

又とい。上なる事を一段と爲て。更は復物爲玉ふ由なり。破除は上件よりて神の成出玉へるよ。一度終りたるを。猶反復て海底に入玉ひ。其よても御心よ足は

す所思して。湖中湖上まで物爲させ玉へるなり。上は次と云。此は又と云。御心を含ませ玉へる傳なるを見へし。第十一書。此差異を立さるは委しからざる書状なり記も同じ。○沈澤於云々。重胤云。名義抄は沈字はシツクともト、ムとも云訓あるを以て。志豆久は下着。志豆年は下留の義なる事。愈以て明らひなる者也。○底津少童命。重胤云。此底津少童命以下。此はみな命とあるを記し。底津綿津見神。次底筒之男命と有し。次々みな然り。然るハ統の混れむ事を恐れて。命と神と。書別られたる者也。と云り。○潜ハ。重胤云上着。水を頭カミに着て。其中は入る意なる。と灼。記明宮段大御歌。加夫都久ハ上着なり。沈志豆久と云ハ。下着なる。對へおハ。其意知られむ者なるをわ。○底筒男命。筒ハ借字。都知と同一。故亦底土命とも云せり。都知之男と連く例ハ。建御雷之男などの如し。さて次一書。蒼土命とあるハ。此の表筒。底土命とあるハ。底筒。赤土命とあるハ。中筒よのたれり。阿と那と。通例多し。○表津少童命。記ハ。表津を上津と作り。さて注は訓

上云。字閉とあり。記傳云。字閉ハ上某とつゝ。言あるときハ。凡て字波と云例。よて。書紀ハ上國此云羽檜豆矩儻とある類なり。然るを字閉と注したるハ。言の居たる方を注したる物なり。とる例ありと云り。○住吉大神。記云其底筒之男命。中筒之男命。上筒之男命。三柱神者。墨江之三前大神也とあり。和名抄攝津國住吉須三與之郡。式同郡住吉坐。神社四座。並名神大。月次相嘗新。管續紀延曆三年六月。叙正三位住吉神勳三等。日本紀略大同元年四月奉授。從一位とあり。記傳云住吉を須美與之と唱ふるハ。後世の事にて。那良の頃までハ。須美能延とのみ云り。記紀又万葉に須美與之と云ることハ。一もなしと云り。四座ハ。私記ハ稱四座者。神功皇后坐別殿。歟とあり。此地ハ此大神等の鎮坐ることハ。神功紀ハ見えたり。然るを二十二社注式に。社家說云。住吉社四座。第一天照大神。第二宇佐明神。第三底筒男中筒男表筒男爲一坐。第四神功皇后也。と有ハ。紀の赴とも違ひて。異なき如くせれと此も所由ある事也。神功。また攝津國風土記。所以稱住吉者。昔息長足比賣天皇世。住吉大神現。出而。巡行天下。竟可住國時。到於沼名掠長岡之前。ナメナノナカガハ前者今神宮。乃謂斯實可住之國。遂讚稱之云。真住吉住吉國。乃是定神南邊是其地。

其本義は、我、同族を親しむ樂むる意なり。さて其氏の概ね職名にて。其家世々相承て。同族の號とすべし。他家に對ひて。自贊る義あるなり。其一二をいはし。上世は名高き大伴といひ。物部と云る。是職なり。大伴といひ物部と云に。贊たる義はなければ。吾家のものと負て。他家に對するより。贊る義となり。親しむ義となるなり。これ則内と云る所謂ふり。加婆彌ハ林名なり。林ハ頸字をも書と。樹ハ根株あるか如く。人ハ頭頸あるか如く。其技業に對ひ。四肢は對ひて其根本たる所の稱なり。即氏の加婆彌と云るハ。其氏中の長とて。譬へハ物部といひ。大伴と云る。部属の長となりて。其人等を率ゐるも。大伴宿禰物部連と云る。即其宿禰連を加婆彌と稱するなり。林名の名ハ。これ美稱なり。續紀の宣命ハ。此を根加婆彌とも云ふ。根頸名とて。これも根ハ本根の意也。これとて宇遲加婆彌の本義を知へし。諸此氏ハ。記ハ安曇連等者。其綿津見神子。宇都志日金折命之子孫也とあり。姓氏錄右京神別ハ。安曇宿禰。海神綿積豊玉

彦神子。穂高見命之後也。又河内國神別ハ。安曇連綿積。神命。兒穂高見命之後也。穂高見命ハ日金折命と一神なるべし。未定雜姓ハ。安曇連。于都斯奈賀命之後也。記傳云。記ハ依れば。奈賀ハ賀奈の寫し誤り。たごあり。さて阿豆美といふ由ハ。記傳云。阿曇と書く曇ノ字ハ。賀ハ賀奈の寫し誤り。たごあり。さて阿豆美といふ由ハ。ハドムノ音を轉して用る也。未詳ならず。應神紀三年。處々海人訕嗚之不從命。則遣阿曇連大濱宿禰。平其訕嗚。因爲海人宰。又履中紀ハ。對曰淡路野島之海人也。阿曇とあるは。連濱子云々是も海人を掌れるよしなり。このるを考る。此氏ハ海神の子孫なるから。固り海人のことを執し故。其訕嗚を平けしめ玉ひ。さて其宰ともなれるを思へハ。海人の事よりたる名ハあるへし。故記傳ハ。海人津持と負せしむ約なるべしと云ひ。又大平ハ預海にて海の事を預掌れるなりと云り。共にいかにあるむ武將技に。阿豆美ハ細網部にかゝらしか。網を投げ網を延て。魚を取る。記傳云。姓氏錄ハ海。大養。海神綿積。命之後也。凡海連。同神男命也。なごも海人よれる姓なるべし。又高橋朝臣と此姓と。世々御膳のことと與れり。高橋の然る由緒ハ。景行天皇の御代の故事。書紀にも姓氏錄にも見たるを。此姓のいかに。如何なる由とも物を見えず。是も海人を掌るより事起し

諸此神の式筑前國糟屋郡志加滿神社三坐並名神大なる是なり。貞觀元年從
 此御社志賀島と云ふ在り。今ハ那珂郡に屬りて。志賀島福岡と。海上三里也。八幡本記
 志加大神の三處に鎮坐し玉ふ。底津海童命の馬の東の出崎に鎮坐し玉
 ふ。中津海童命の勝間鎮坐し玉ふ。表津海童命の同村にあり。民俗勝間明
 神と云ふ云り。景行紀に志我神。万葉七の杜鹿之須賣神。又十六の糟屋郡
 志賀村。和名抄同郡志賀郷あり。書紀釋は風土記を引て。資賀島の名義を
 釋けり。此餘の神を祭れる御社。式は諸國に數多見えたり。さて又平田翁説は。
 此神を大綿津見神とも。豊玉毘古命とも申すこと。上件三柱の和多津美神
 の一柱と坐す時の御名よて。此神の底中上と正しく三柱生坐るを。かく一柱と
 をも辨らへし。記は此三柱之綿津見神者。安曇連等之祖神云々とあるも。三柱を
 直一柱と爲たる赴に聞え。はた海宮段にてハ。豊玉毘古命と申て一柱に坐ませ
 るを熟思ひ。は姓氏錄の傳とも。の赴。大と稱ひ豊と云ひ。とも美稱也と云れり
 然後洗左眼。因以生神。号曰天照大神。復洗右眼。因以生

神号曰月讀尊。復洗鼻。因以生神。號曰素戔嗚尊。凡三神矣。
 然後云々。上の九神成坐て後の事なり。さて御眼の穢のなかりなと清まり果て。
 清々しき御身より。日月神等生坐し。この傳。一わたりハ實は然る事の如く。
 なれど。日月神等ハ更なり。素戔嗚尊も。本書に出たる如く。伊弉諾伊弉册尊
 の。天下之主たる御兒を生む。誤り給ひて。生坐すことあるを正しき傳よて。
 御輿の時ハ生れ坐りと云る傳ハ。混れたる説なること。既に云るが如し。諸其ハ
 如何なる混れより。かゝる事ハ。誤り傳へけんこと。なほよく按ふる。御鎮坐次第
 記ハ。荒祭宮下。伊弉諾尊洗左眼。因以生号曰天照大神之荒魂。亦名
 瀬織津比咩神也。又御鎮坐本記多賀宮下。伊弉諾尊洗右眼。因以生名
 号伊吹戸主神即大神分身坐。故亦名曰大神荒魂也。右の二書此文他
 見たれども。日易まよより。大神の荒魂。又分身坐なるあり。心得ぬ事なり。左
 右の文を擧げざるなり。大神の荒魂。又分身坐なるあり。心得ぬ事なり。左
 眼を洗玉ふ時。生坐る神を。瀬織津比咩神。右眼を洗玉ふ時。生坐る神を

伊吹尸主神なり。と云る傳ハ實ニさる言なるへし。さるハ此ニ次テ、御鎮坐傳記等ニ亦洗鼻因以生神、號速佐須良比賣神云々、與素戔嗚尊、合力座給也。とあるニ合せて思ふも、此三神ハ必此時ニ成坐へき理ナリ。さる右ノ二神神直日大直日神に、あてたる説ハ信られず。その既ニ中瀬ニ滌玉ハ時に生坐る神なれハなり。また此一神ヲ大神ノ荒魂、或ハ和魂ト申シ、豊受神荒魂ト書ニ因テ種々ニ云ヒ傳タル、すてまきらハシ、按ルニ大神五十鈴河上ニ御鎮坐の時、荒祭宮多賀宮ヲ攝社トシテ、同時に鎮め坐まつりし時に、瀬織津比咩神、伊吹尸主神ヲ相殿ニ合せ祭り玉ヒし事ナドノありて、まか並ヒ坐ヤすから、自から大神ノ荒魂、或ハ和魂、或ハ分身也、ナド申セル説ノ起リしものにもあらんか、其後又多賀宮ヲ外宮ノ攝社トせしより、豊受宮荒魂也トモ云傳シしものなるへし。されハ此時左眼ヲ洗給ふ時ニ、生坐る神ハ瀬織津比咩神。八十禍津日神ト同神ナリト云ル説ハ右ニ云ルカ如ク信カナシ。右眼ヲ洗給ふ時ニ、生坐る神ハ伊吹尸主神。神直日大直日神ト同。鼻ヲ洗ヒ給ふ時ニ、生坐る神ハ速佐須良比賣神ト云ル古傳ありて、御鎮坐次第記等ノ書ハ載セしものなるへし。さるハいかなる混ハカ。又荒祭宮神多賀宮神ヲ天照大神月讀尊ノ本御躰ナリト誤リ傳へけむ。御鎮坐傳記ノ文ニ、荒祭宮多賀宮ヲ日天子ト云ルなど。取にも足らぬ事ナカラざるさまにも、又附會せしなりけり。さるハ傳

記等ノ文ニ洗左眼、因以生神云々、洗右眼、因以生神云々、亦洗鼻、因以生神云々とあるハ、四神出生章一書ニ、左手持白銅鏡云々、右手持白銅鏡云々、廻首顧眄之間云々、とあるに似たるハ、洗鼻時ニ生坐る速佐須良比賣神ノ素戔嗚尊ト力ヲ合テ坐給ふとあるヲ、同體ノ神ト心得終上ノ二神ヲモ曰、神月神ト。言爲したる説ノいと舊トより有しなるへし。如是種々ノ混亂ヲ正シテ見る時ハ、天照大神月讀尊素戔嗚尊ハ、此時ニ生座る傳ノ誤ナル事灼然シ。

已而伊弉諾尊勅任三子曰。天照大神者。可以治高天原也。月讀尊者。可以治滄海原潮之八百重也。素戔嗚尊者。可以治天下也。

滄海原潮之八百重。滄海原能之能ヲ添へて本ニ訓める宜し。さるハ潮ハ海原

る。是を以て、けし奇しき事也。ける。され月讀尊の滄海原、潮之八百重を所知
る。異なる傳あり。あらざるなり。あり。○可治天下。此尊は天下を知看せし
る。正しき傳なる事上にも既に云り。さて次一書は、素戔嗚尊者可_レ以_レ御滄
海原。また記は速須佐之男命者所知海原。このる。滄海原海原。とも。此國
土のことなれ。天下とあるは同一きこと。既に云るが如し。異なる傳あり。あ
らす。

是時素戔嗚尊年已長矣。復生八握鬚。雖然不治天下。
常以啼泣志恨。故伊弉諾尊問之曰。汝何故恒啼如此耶。
對曰。吾欲從母於根國。只為泣耳。伊弉諾尊惡之曰。可以
任情行矣。乃逐之。

八握鬚。八握は上は十握とあるは意は同一なり。長き由なり。記には八拳須至
于心前とあり。喪葬令集解遊部下に自今以後
手足毛成八束毛遊詔也云々和名抄は鬚口上鬚也。和
名加美豆比介鬚鬚頤下毛也。之毛豆比介と見えたり。重胤云。名神記は
引る。出雲國日御崎記。上社八束水神八握鬚尊者。素戔嗚尊別稱也。
蓋八握鬚生之縁矣とあり。和漢三才圖會にも引り。武郷云。これ未名神記と
は。同し。さまの文あり。また簸川記。八束鬚速佐須良命とある。八束鬚の榮る
由を以て。速と續けて發語なり。神社啓蒙には。八束鬚速佐須良命とあれ。鬚
とも鬚とも申せりしは。こそ有けめと云り。又云。八握鬚鬚云々。其長なひ玉へる
を云ふ。非ず。其長なひ玉へる形容を云
故に。此に殊更に。年已長矣と云文は有なり。綏靖紀に手研耳命行年已長とある。
長字をも此と同一。於伊と訓たり。垂仁天皇二十三年に。譽津別王是生年既三
十。鬚鬚八掬と有を合せて。此年已長矣とある。赴を思へし。老字を於由と訓に見馴
たる心より。異しむめれとも。桐壺卷に此御子の於與須宜以て御在して。云々とあ
り。注におよすけは。長なひなるを云と云る如く。人の
年を経て。長なひ行を老と云なりけり。と云り。○啼泣志恨。御母の根國は退
坐るを。甚く哀しみおぼして。年長給ひてもなほ。小兒の如く啼泣志恨給ふ

いん真心なる極よ坐せり。○惡之。伊并諾華ハ。黄泉國を凶目汚穢之處
と詔ひて。甚くと葉ひ座るを。其御子の御母を慕ひ給ふとして。其汚穢國よ往
むと申し玉へるの故よ。甚くと惡み玉ふよ也。

倉稻魂此云宇ハ能美施磨。少童此云和多都美。頭邊此
云摩苦羅陸。脚邊此云阿度陸。燐火也音而善反。竈此云
於箇美。音力丁反。吾夫君此云阿我儺勢。冷泉之竈此云
譽母都能邁比。兼炸此云多妣。不須也凶目汚穢此云伊儺
之居梅枳多儺枳。醜女是云志許賣。背揮此云志理幣提爾
布俱。泉津平坂此云余母都比羅佐可。放屍此云愈磨理。
音乃吊反。絶妻之誓此云許等等。岐神此云布那斗能加

微。憶此云阿波岐。

本よ此注誤て次の一書下よ出せり。今ハ釋紀亂脱永和本錄倉本よ依て此よ
記しつ。集解にも倉稻魂以下百四十八字。○倉稻魂此云宇介能美施磨。山

陰云。此訓注の介字のこと。此紀よてハ。此字ハいつこよても。加の假字ふり。氣と
訓ハ非なり。然るに介字ハ古拜反音戒なれハ。加の假名ハ用ふべき例に非れハ。介
字ハ皆介を誤れる物あり。介ハ古賀反にて加の音なり。○武郷云カイを
力の假名よ用ゐるべきにあらず。と云れつれと平田翁説に。帝禮西なども。漢音のテ
イレイセイを省き用ゐたるものにして。吳音のタイライサイを用ゐしにあらぬ
よし。詳に五十音義訣に辨へられたり。されハカイをカの假名よ用む事も。この格なれ
ハ疑ふべきにあらずと云り。又思ふに。介にも加の音古ハありしともおもはる。さるハ
書。秦誓に若有一介臣とあるハ。大學にハ作一介臣。さらハ
介と介と古ハ通用して。共に加の音なるべくもおもはれたり。○燐火也。燐玉篇
に火盛乾也。とあれハ。乾燥て干なり。此の注ハわろし。下の一書よ干也とあるそ

よき。とれと神の御名の義よあつからず。○凶目汚穢此云云云。此の訓注伊
儺之居梅の下よ枳字あり。今北野社本に无に據て削る。其よハ本書の下よ
注せり。

飯田武郷謹撰

一書曰。伊弉諾尊拔劔斬軻遇突智爲三段。其一段是爲
雷神。一段是爲山神。一段是爲高麗。

爲三段。三、は斬給ふか。三柱神と成れしあり。さて此傳ハ。上の第六一書ハ。遂
拔所帶十握劔。斬軻遇突智。爲三段。此各化爲神也。と云るのこよて。其神
名をハ畧われしが。此ハ其を記されたるなり。○雷神ハ。鳴雷神ハ坐す。故ま
た大雷神とも天、鳴雷神とも申す。大雷神と申すハ。文德實錄齊衡元年四
月。授河内國大雷火明神從五位下とあり。火一本
式ハ和泉國大鳥郡大雷神社。雷一本電とあり。天鳴雷神と申すハ。日本靈
異記ハ。小子部括輕者云々。請言天鳴雷神。天皇奉請呼云々。然而自此

遷馬走言、雷雷神而何所不聞、天皇之請、耶云々、即呼神司人、入舉龍云々、今呼雷岳イカサキ、この是なり。式は、大和國高市郡氣吹雷響雷、吉野大國務御魂神社二坐。とあるは、此時は祀られさせ給へるや。今も雷土村雷岡は立せ御在坐て。九頭明神と申奉るをおもふへし。式に主水司坐神一坐、鳴雷神也。あるは別 社又大和國添上郡鳴雷神社た。あるは別 には、此外も、姓氏錄佐伯連、天雷神孫天押人命之後也。と見え。また文德寶錄仁壽元年は出たる。山城國攝雷、氷都久雷、湯豆波和氣神と申す御名とも。何れも此雷神ならむと重胤云り。四時祭式、山城國愛宕郡露に裂雷神と申す、八雷神の垂跡也と云 露神社神樂岡西北にあり、世説のれども、此雷神を祭れるなるべし。なほよく考へし。さて平田翁云、名義伊加美加とも通ひて嚴なり。豆は助辭。知美稱なり。さて其伊加豆知と名を負へる物ハ、凡て猛と嚴きをハ、神をも人も弘と稱へり。火神を火雷と云るなどを以て知へし。伊加豆知とい。かゝ弘と言稱なるを、世は雷神ばかり嚴と猛といなき故。專此神の稱といなれるなり。○山神。本は大山祇神とあるを、類聚國史。

大字祇字ともなきは従る。それ正しき傳なり。とあるは此神ハ一柱の御名ハあらず。次の第八一書ハ、軒遇突智命を五段ハ斬玉ふ。それ五山祇と成坐るよし見えたる。其傳の聊、異れるまで。其五柱を一つハ摠括りて。たハ山神と云傳へたるものなり。もしこれを本のまゝに、大山祇神として、上なる山を總掌ます書ハ五山祇の段に 山祇神とまかひて、如何なる上ハ一柱の御名として、下の一も叶はすいか也。 諸其五山祇ハ、山を分持神あること。上も聊いひ。猶次一書も委と云り。○高麗、靈龍のことハ上云り。名義猛靈なるへし、式は多祢於賀美ともあり。重胤云、第六一書に、云々曰、閻龍と有て、一は御骸より、一は御血より成坐て、其出自ハしも別にし有けれとも、其成坐る上にて、其身を合せて一柱ハ御在るなるべし。小倉神社鎮坐傳 平田翁云、此もいと猛き物訛と云ものに、高麗神亦名閻龍神と有るも思へし。 甚く怒りて死し人などの、後に雷になりなれば、御父子の御怒は因て成よけむ。 蛇になりて復すること。昔も今も多きは是故そ、古くは上毛野君田道の靈の大蛇と 蛇にあり。さて靈神の御社ハ、國々あ化りて蝦夷ともを殺したるなどを思へし。 ことあり。さて靈神の御社ハ、國々あまたある中ハ、神名式ハ、備後國惠蘇郡多加意加美神社。河内國石川郡太祢於賀美神社あり。なほ諸國ハ意加美神社と云るあまあり。又大和國吉

野郡丹生川上雨師神社。武の或説に靈神と云るは正説なり。又山城國乙訓郡貴船神社。また大和國宇陀郡室生龍穴神社も同體也。小倉神社鎮坐傳記も。所祭閣靈命也云々。丹生雨師室生龍穴貴船御同體。とあるを以知へし。室生龍穴村山に在り。松下見林の室生山記に龍穴の事甚詳あり。また相摸國大住郡阿夫利神社も。俗に大山と云。雨降山也。此神なるへ。さて雷と龍と相離れざる事跡は。靈異記雄略紀なる。三諸岳神を大蛇とし。其を捉取たる少子部螺贏也。賜名雷とあるなど。よても知へ。さて平田翁説も。雷神靈神とも。山は住神なるも此は因あり。また種々の山神は。火神の御體は成れる謂は因て。諸高山の頂上より火の燃るも。此より因るものと見えたり。外國人の説に。高き山の峰に硫黃の有るか故そなど。事も種あれば此の謂に依る。なげに云めれと。其即て火と土と和合間に。成出る物の一更にも云はす。雷の世間は功を成し給ふ跡をくらく考ふる。人の恐畏むる然る物も。禽獸虫の類も恐れ惑ひ。又世に悪き病を流行する妖鬼も。甚と怖るるげも。其病のやすまるなど。いと畏と奇異と。と云れたる然言なり。

又曰。斬_ニ軻_ニ遇_ニ突_ニ智_ニ時。其血激_ニ越_ニ染_ニ於_ニ天_ニ八十_ニ河中_ニ所在_ニ五百箇_ニ磐_ニ石_ニ。而因_ニ化_ニ成_ニ神_ニ号_ニ曰_ニ磐_ニ裂_ニ神_ニ。次根_ニ裂_ニ神_ニ。兒磐_ニ筒_ニ男神_ニ。次磐_ニ筒_ニ女神_ニ。兒_ニ經_ニ津_ニ主_ニ神_ニ。

又曰。此一段の文は。上の一書も。復劍_ニ双_ニ垂_ニ血_ニ是_ニ爲_ニ天安_ニ河_ニ所在_ニ五百箇_ニ磐_ニ石_ニ也。復劍_ニ鋒_ニ垂_ニ血_ニ激_ニ越_ニ爲_ニ神_ニ。号_ニ曰_ニ磐_ニ裂_ニ神_ニ。次根_ニ裂_ニ神_ニ。次磐_ニ筒_ニ男神_ニ。とある又の傳じて。その一説と爲へると一連の傳なるべきを。離れて別の一書と成りしむ。この又曰の一段は。斬_ニ軻_ニ遇_ニ突_ニ智_ニ爲_ニ三段_ニといふこと。又一説のことと通えて。彼此混らばすと成れり。なほ上の一書のもを云。〇八十河中。上は天安河とあること。河なり。〇茶の。重胤云第八一書も。是時斬血激瀧染

云々。ごある染。同じと。染徹るを云なり。記は曾本記賀斯流遷。斯本許呂母遠ごあり。曾年と斯年ご一なる事を云るべし。出雲風土記は手染。万葉四は和備茶。ハは染者雖茶ごあるふと。染字を斯年と訓へき所なり。今ハ色を彩ごるを曾年と云ひ。物の染入るを斯年と雖も。元同語なご云り。紀中採帛をり染。帛なり。○磐裂神。重胤云。舊事記は磐筒男磐筒女二神。相生之神兒經津主神。ご見えたい。上なる磐裂根裂二神も。共は謂ゆる男女親生之神なる事知られたり。相生之神兒ごい。夫婦相嫁繼て生成すを云なり。○兒磐筒男神。上の一書は。磐裂神次根裂神次磐筒男神とありて。兄弟のつさき也。今ハ下巻の傳ご同一と。磐裂根裂神の兒ごせる傳なり。

一書曰。伊弉諾尊斬。軻遇突智命。爲五段。此各化。成五山。祇。一則首化。爲大山祇。二則身中化。爲中山祇。三則手化。

爲麓山祇。四則腰化。爲正勝山祇。五則足化。爲籬山祇。

この一書は第六第七一書に。大神を爲三段云々の中の。一段をのみ採出て語れる傳よて。異説はあらむと。餘の二段を漏されたるよて。鹿き傳なり。これハ第六第七の一書は属る一傳也。又是時斬血云々の。第七一書は。其血激越深。於天八十河中所在五百箇磐石。而因化爲神ごある。其作用を云るよて。其元第六一書は出たり。○軻遇突智命の命字。此一書はのみある甚愛し。此大神など。必命ごの神ごのあるべきなり。○爲五段。記はも所殺迦具土神之於頭所成神名云々ごて。八段は斬裂玉へる事ハ見えごれごも。八柱は山津見神成坐るよし見えたる。それ又同じ傳の少しと異なるなり。○大山祇。記は於頭所成神名正鹿山津見神ごありて。大山祇ご申はなし。此ハかの本書は。生山ごあるご。又一書は山神等號。山祇。また記は生山神名大山津見神。ごある神等ご別にて。其神ハ山を總持たす神ごあり。この五柱は山祇ハ山

を分持給ふ神ノ一ニまはしむル大山祇と申す名ハ少もいひぬル也。神ノ此ノ中山祇麓山祇トも對へたる御名ハ夫レハ山ノ嶺ヲ云ふル也。また山ノ意ハてレもされハ右ノ神等ノ也。御名ノ義ハはれり。されレ記ス此ノ神ノなき方ハ宜シかるべし。さて又上ノ一書ノ下ニ。○身中。仁徳紀ニ體。崇峻紀ニ頭身ヲ云ふル也。考合シ。○身中。ムシロト云訓あり。又常ニ軀字ヲも然訓事なる也。其字説文ニ體也ト注せり。牟久呂ハ謂ゆる胸體ヲ云稱ス也。名義軀胸なり。胸ヲカラト云事あり。今カラヲダト云ひ。又カラハ大なる小トきたル也ト云ふ。みな胸ヲ云。女ノ着ルカラキタトも胸衣なり。○田沼善一云りテる事なり。通證ニ軀體ト云れル也。○中山祇。重胤云麓山祇ノ外ナるニ對へテ。其山中ニ直祇神ハ御在ル請ナすト云フ。中山ハ今も山ノ中腹ナるトいフ處なり。記ス身中ノ中山祇ト申ス神ト見ス。○正勝山祇ハ名義口尖ニ也。真坂也謂ル嶽處ト云フ。坂ハ嶽處ト云事トあリ。記ス腰ノ也。

又此神ハ頭ハ所成トありテ。上ヨ引ル如シ。○麓山祇。麓ハ借字。記傳ハ師説ニ。繫木山ト云意ナりト云フ。また道ハ麓山トありテ。記ス右ノ山祇ノ外ニ。於テ胸所成神名ハ於テ藤山津見神。於テ腹所成神名ハ奥山津見神。於テ陰所成神名ハ關山津見神。於テ左足所成神名ハ原山津見神。於テ右足所成神名ハ山津見神ト見エ。此紀ニ神名ハ所成ル處も異ナり。さて此山祇神等ノ成坐ル傳ハ。上も云フ如シ。第七一書ニ。一段ハ爲ス山神トのみありテ。御名ノ傳ハらズ比レふル也。いハ妻シきハ似タれル也。雷神ト龍神ノ生坐ル事ハなき。却リて麓ニ傳ハり。。

是時斬血ハ激シ麗シ於テ石礫ト樹草ト。此草ハ木沙石ト自含ス火ノ之縁也。麓山ハ此ニ云フ鍛耶磨。正勝ハ此ニ云フ麻沙柯。雖ハ此ニ云フ之伎。音鳥舍反。

石礫樹草。重胤云。第六一書第七一書。五百箇礫石とある。大なる礫石なり。此は石礫樹草とある。其血の餘滴の少やかなる石礫及樹草に至るまで。激瀉さる傳なれ。礫石と同一。伊波半良と訓へからざる所なり。石礫を本よイシムラと訓る。撰者の意を得て。古人の甚能訓るものあるへ。其崇神記は。運大坂山石。而云々。手速傳而運馬と見えて。哥は於明佐介耳。菟藝廻煩例。伊辭勢羅鳩云々と有。手速傳よして運ふ詩の。小石なる故。伊辭勢羅と詠る者なり。此を釋よ。石林也と注せるを。通証よ。此字を配て。石礫也と云る。甚々詳なる説と云へき者なきけり。と云り。○含火之縁也。火神を新給へる血の。天上は激上れるのみならず。此國土なる石群本草も。茶りつる故。草木沙石の。自ら火を含めたるなり。さる上よも云る如く。血と火といも。同物なれ。平田翁云。火即血。血即火なること。此はかゝる論なし。凡て人の身中にはある血の赤き。即火の色にて。其即て火なるを就て思ふ。後宮名目。月事を火といひ。今も女の經水となるを。火となること云ひ。月水の經來を火の止ると云も。此の謂は因る事なるへ。また。草木沙石云云。其一端を云傳へたるよ。實は物として火を含ませる物。水底は生出る物とへ。火を含まりあるよ。なん。その記は。掃八玉神の。海底はある海布尊を咋出て。火を鑽り出たるを以て知るへ。と云れたり。口訣にも。木石中固有火草。頭は血の火と同物なるよし。漢國にも。其傳ありしと見えて。和名抄に。燐火文字集畧曰。燐火和名於邇火鬼火也。人及牛馬兵死者血所化也。又列子に。馬血之爲燐也。人血之爲野火也。また淮南子に。血爲燐など見えたる皆由ある説とも也。○麓山此云。麓耶磨。足曰麓。これは後しこの三字。三。山陰云。も。この訓注の如くなら。麓山祇は。はやまやまつみと訓島本にはなし。麓山祇と云るよ。麓山祇此云。麓耶磨都微。とこそ注すへけれ。へきわい。麓山祇と云るよ。麓山祇此云。麓耶磨都微。とこそ注すへけれ。とあり。然る説なり。但し此を對馬洲と書れたる類なりと云れしは。たか。○麻沙。柯本よ。柯下は。兔宇ある。行なり。類史諸本ともなきを宜しき。とて又此次。よ。一云。麻左柯豆。本あり。これ丹鶴本文明本。たごなし。後人の書

入なり刺去す。○雖此云之伎。或人云。伊弉諾尊之體。雖為一物。而鳴也。あらず。之伎の雖なり。倭名抄の鳥之木とありと云。

一書曰。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉冊尊猶如生平。出迎共語。已而謂伊弉諾尊曰。吾夫君尊。請勿視吾矣。言訖忽然不見。

殯斂之處 斂字の事を。通證に斂當作斂。纂疏作斂。韻會音斂。殯斂也。一本作斂。斂與斂別とあり然とも紀に多く斂と作れば今改む可に非ず。名義抄に斂俗斂。古文斂同と見え。又斂俗斂と有れば當昔世に用て異まざるなり。本はソノチノ處に訓るを。私記は毛加里方正古名爾と訓し。鎌倉本熱田本其外も亦ひよめ。口訣は假斂死體之處とあり。天孫降臨章の造喪屨而殯之と見えたり。これは喪屨と云ふなり。委しく。仲哀絶。无火殯斂。此云喪那之阿餞利とあるを。記は坐は其處云。

殯宮とあり。さて其の新と死たるまよて。未葬りあへざるは。且姑と收置處を阿羅紀と云ふ。阿羅紀と云ふ。阿羅紀と云事は万葉三に見えて。記傳三十の卷に委く出づ。重胤云。万葉二は從山科御陵退散之時額由王作歌。八隅知之。和期大王之恐也。御陵奉仕流。山科乃鏡山爾。夜者毛。夜之盡。畫者母。目之盡。哭耳乎。泣乍在而哉。百磯城乃大宮人者。去別南と有ひ如く。殯宮より御陵に葬奉る近。殯は其柩を納置て。侍宿など形の如く爲て。仕奉を云なり。諸紀中。此殯字をも表字をも。共よモカリと訓る。喪殯もモカリと訓へとして。此も同一。此て其阿餞利と云言ハ殯物とある。喪殯もモカリと訓へとして。此も同一。此て其阿餞利と云言ハトも。記傳五は注る如く。顯身の人の身罷る時。靈性の天上に還上る事なる故。其終の事を爲すも云なりけり。崩字を神上理坐と訓る例ふる是なり。万葉二は神上々座敷と有て。下は一云神登坐爾之可婆と見えて。神上と神登とを同意と被用たり。又鏡魂歌。御靈上り。靈上り罷坐と神ハ。今そ

葬坐る。御靈上。去年十神、今を來坐る。靈持て。去たる御靈、靈返し成す
 やとある。靈上。右の神上は等しと。此の天神本紀に謂ゆる。布瑠部由良由
 良止布瑠部。如此為之者。死人反生矣。この意を述たりし者也。又高橋氏
 文。不思保佐を流外爾卒上太利ありて。六馬命の覺給ふ事を卒上りと
 宣ひ。其祭る神靈を指て。虚川御魂と聞えとするなど。天上は在者之義なるを
 以なり。此を以其死者の爲は。喪の事を爲るを。阿賀理須とは云り。記傳三十
 賀理の言の。今も葬事を畢るを上り爲ると云ふ。是よて母我理の喪上。加里母
 意は非なり。今も葬事を畢るを上り爲ると云ふ。是よて母我理の喪上。加里母
 我理の。假喪上と云事なりと云り。後世畏の事するをシアゲと云。これも天へ送
 年八月十三日。伏見殿御アケ也。御經供養有之。二
 尊院之沙汰也。あり。伏見殿は貞常親王の御事也。かてて。伊弉册尊崩
 御坐して。未だ葬まつらざりしほど。假し御屍を收置しと云るを云。伊弉册尊
 甚く女神を戀ひ慕ひ給ふとして。其殯斂之處に到坐ける時に。欲見其妹
 しける。切ふる御心や。女神は感給ひけら。即て蘇生給て。後の事なから。仁
 德紀の宇治稚郎

子か自ら死せ玉ひて三日に成ぬる時に。大鷲鶴尊。其處に至りまして甚く嘆きて。
 其屍に跨かり呼ひて。吾弟皇子と三たび宜玉ひしかは。時に應して。稚郎子再び蘇
 生したる事あるも。魂を呼返し玉ふ術の古く有し事知られたりまして。此大神等
 の御上にましませは。さばかりの術。知しめし玉ふるは。申すも更にて。一つは我が誠
 欸の心の彼方に感通するところより。ある事は。生平の御身は。其殯處よ
 て。見え給ひけるなり。其を伊弉册尊猶如生平出迎共語とい云。この
 事。第五一書の下に。これらの事。總て神の御上のことよ。そあれ。凡人の慮以
 て。彼此料り奉るべきよ。あらずかし。○猶如生平云々。これ殯斂之處よて。此事ふ
 り。此を黄泉國よ到り坐ての事と思へからからす。○已而云々。此上は伊弉册
 尊の黄泉國よ到り坐る事あるべきを。こよ漏たるなり。さるハ男神の戀慕は。せ
 給ひ。御心は感けて。一旦蘇生り玉ひ。かとも。其御身の焼爛れたる甚き
 状を。男神は所見給ひしを。さすか。耻おはしめ。て。黄泉國よ到坐るなり。
 さらハ此。假は數句を補ひて心得へし。出迎共語云々。此後伊弉册尊入黄
 泉國。伊弉册尊進往云々。なるこあるへし。鎮火祭詞に見えたり。しハ黄泉國に往
 坐る由は。鎮火祭詞に。い。詳なるか。中

に、朝まきらはしく通ゆるふしも。其詞よ。火結神生給氏。美保止被燒氏。退坐て熊野有馬村に葬し奉れる文をよめて見るべし。さて此一書に伊井諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊井諾尊猶如生平。出迎共語あるは其葬し奉れる處に到ませる文なり。祝詞には此等の事要なく。且其神退坐る事なとに神前に唱ふる詞は。忘て省けるよもあるべし。省さすてさる文を見て。其事なしと思ふは偏見なり。必此間の事。石隠坐氏。此に伊井諾尊更に蘇生玉ひて。伊井諾尊は構の裏に半は隠りて。もの宣へるなり。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈死する事を石隠と云ふは後の事あり。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈扶乃命止申給比支。此七日爾波不足氏。隱坐事。これ假に石構の間に隠れ同し。奇止氏見所行頃時。火乎生給氏。火を生玉ひしに依てと云事也。今御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氏。吾名妹能命波。上津國乎所知念倍志。吾波下津國乎所知卒止申氏。石隠給氏。伊井諾尊は。右に引る第九一書に見えた假に御屍を取置たりしか。伊井諾尊の切に懸慕ひ奉りしかは。蘇玉ひて。本の御身となりて。出迎へて共に語もひ玉ひけり。これ右に見えたる文ともの趣なり。然れとも隠し玉へる其御身の甚しき状を。所見玉ひし事を。耻おほしめしめて。其殯斂之處なる。石構の間に。御躰を隠し玉ひて。即て其處より遂に。黄泉國に至り坐るあり。そこ其處より。黄泉國に通ふ路のありし。與美津。秋坂爾至坐氏所思念にか。また異處より至り坐すと見てもあるべし。

久。吾名妹命能。所知念上津國爾。心懸乎乎。生置氏未奴止宣氏。返坐氏云々。返坐とて黄泉國より。また本の殯處に立返り玉ふなり。平田翁云。此傳を大方の人は。預美津國まで有し事の如く思ふは。龜忽なり。其は古事記の豫美國段に。還入其殿内之間。甚久難待云々。燭二火入見之時。云々とある也。此祝詞の趣の相似たるにゆくりなくしと思ふに。そ有けると云り。然る言なり。さてかく一度は。立返り玉ひしかと。とあり。さて。然黄泉國は往坐て。御子生玉ひて。後遂に黄泉國に到坐けり。とあり。さて。然黄泉國は往坐て。永と此願國を離れ。放り坐る由い。此祝詞は所見たる如く。御産の忌々しき有状を。夫神よ見せ給とて。夜七夜晝七日。吾乎勿見給ひと。請し給ひしを。奇み思して伺見給ひけれ。そを甚と耻恨み所思しめず。隨ふ。現御身なから。黄泉國は往坐るなつけり。さるを此大神の黄泉國へ往坐るにつきて。凡人の魂も。黄泉國へ罷る物と思ふなど。甚しき非なり。さるハ平田翁も云れ。如く。死ねる事を黄泉國へ往と云。諺の。古き世より云ふらして。万葉の歌と。もよめまた見えたる。そハ豫美と云こと。黄泉の文字をあて。漢文に黄泉と云るは。人の死

て行處の如く云る。其黄泉は往と云ふを。即て豫美に行と云ふ。非心得し
 づるものなり。元來黄泉國は。魂のみ行留る處にあらず。此大神はとらなり。素
 戔鳴尊大國主命なども。現身ながら後往坐るを思ふへし。争か凡人の魂の
 往至るべき處ならむ。此大神等の奇異なる御上を。更は凡人は上などよかけて
 料り奉るべきにあらすかし。右よ云るか如くなれ。此よ己而とあるは。其後の
 事あり。もーこれを上より一聯の文と見て。鎮火祭詞にも符いす。更は解へき
 よしなし。甚と事略き過たる傳説なれ。幽顯の差別よとせすは。まひひへへ。
 て。伊弉諾尊黄泉國まで追行まして。再び女神は御逢まして。詔ひかは
 ち御言を。記よ因て補ひ。伊邪那波命語之。我那邇妹命。吾與汝所作之
 國未作竟。故可還。爾伊邪那美命答曰。悔哉不速來。吾者為黄泉戸與。
 然愛吾那勢命。入來坐之事。恐汝欲還。且其與黄泉神相論。莫視我云
 云。と云言。いよ入しへ。即。いよ見えたる。吾夫君尊請勿視。吾とある文よて。

それらの御言ありしを知るへし。○忽然不見。出語らひ給ひし御形の見え給
 ひぬら。此時男神の顯明なるは。女神は既に幽冥に入給ひし神となり給ひし
 かし。其界の異なる故よとぞ。

于時間也。伊弉諾尊乃舉一片之火而視之。時伊弉册尊
 脹滿太高。上有八色雷公。伊弉諾尊驚而走還。

聞也。見え給ひし間は。聞きとも思えざりける。既に銷失給ひて。其跡聞と
 なりしなる。或人云今世にても。天狗狐狸などの怪異皆然りと云る。然る言あり。○舉一片之火。記よハ燭一

火とあり。第六一書には。記傳云。た火とて有ぬべきを。一火と一も云る

ハ。古燭ハ二。三も。又いづつも燃す物ふりけむ故よ。た一とすをハ。分て
 然云ならへるよや。又思よ。一書よ今世人夜忌一片之火云々とある。此ハ後
 入此書かへたる文と見ゆれど。さる云ならハ。古とありけむ。其忌事ハ一。

史云なせる名目を本へ廻らして。今こゝをも然云よも有へし。今世にも石
 ては。神は供る燈を。一つとすことを思て。必二口にも。見國などには
 もし。又櫛を投ることも思むなりと。彼國人云りき。とあり。さるをまた重胤云。
 火を一燭すとい。古くても今も。止事を得ざる事なり。故情思ふ。記よ
 湯津々間櫛之男柱。一箇取欠あるハ。一方を取欠たるまで。片端をば殘せ
 るなり。然れハ此ハ乘炬の事よの思て。此ハ一片之火とある。其正字よて。
 一火ハ木を數多合せすて。唯一。櫛たる木を。其任は燃して。物を見ること
 を忌なりけり。と云りなほよく考へし。○脹滿太高。私記は波禮多々倍利と
 訓り。脹字名義抄は痕俗字とあるを。和名抄痕字亦作脹。和名波良布久
 流。腹滿也。名義抄よも右の如く訓みたり。御腹の敷るよて。是水氣は湛へ
 溜れるを云なり。但し右の私記の訓は疑はし。湛へ。○上。本よウへと訓るよら
 し。記傳云。上云云上を云と。邊を云と二あり。凡て宇閉ハ裏表と云て。裏
 ハ内表ハ外なるを。上も邊も。共ハ外表なれば。本ハ同意なり。然るを後に云
 へハ上へと邊を

分て二一つの
 言となれり。と云れたる。此のウへハ邊を云なり。○ハ色雷公。平田翁云。伊
 邪那岐命の夜見國より逃返給ふ事の傳ハ。神代紀よ二あるを。一の傳ハ
 遣泉津醜女八人。追留云々とありて。雷神の居たることも。それよ追れたまへ
 ることとなく。此傳ハ醜女の事なり。故此二の傳をならへてつらく考る
 よ。ハ色雷と云ハ。即て八人の醜女の事よなむありける。醜女を雷と云むこと
 は。いひんと思もあるへけれと。すへて伊加豆知とい。猛と嚴きをハ神をも物をも弘
 と云る古言なり。然れハハ色雷とい。彼醜女の猛と嚴かりし故よ。稱るなるを
 一傳ハ八人の醜女と語り傳へ。一傳ハハ色雷と語り傳へたるよて。實ハ
 一物よそありける。其ハ一傳には。雷のことのみ有て。醜女の事なきを熟々思へし
 又記に醜女の追奉れる事あれど。返れることは。八雷神のみを
 合すし。然るを。古事記の傳ハ其二を混よて。醜女と雷とを別よししたる
 誤の傳なりけり。と云り。此説よ據て考るよ。此ハ八雷公ハ。即て醜女にて。それ
 伊弉册尊よ副居るとしを。上ハ有ハ色雷公といひひふるへし。なほ此ハ雷

公の第七、一書の雷神とい別なるものまで。上代雷といひし。たゞ猛と怖
き物の名なること。次に擲雷とありて。その退走を鬼と云へり。又舊事紀は
八岐大蛇の斷られ一躰を。毎段成雷とある。此雷も畏き物と云るなり。此
等合せ考て知へり

是時雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊弉諾尊隱其樹
下。因採其實以擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之
縁也。時伊弉諾尊乃投其杖曰。自此以還雷不敢來。是謂
岐神。此本号曰未名戸之祖神焉。

道邊記に依に。黄泉平坂の坂本なるべし。○大桃樹。守部云。桃は名義真
實あるへり。大加牟豆實命の神語に因て。其實を棄て云そめたるなり。と云り

○用桃避鬼。私記。避鬼を於爾乎不世久と有り。鬼は上は有ハ色雷公
と云ひ。又雷等起追來。又雷等皆退去矣と云る。其を承て鬼といひるなり。
此鬼と雷とい一物にて。彼鳴雷神なり。其異なる者にて。黄泉國の鬼物の。猛
と嚴きを云稱ふるを知べし。重胤云。和名抄は鬼和名於爾。或説云隱字音
於爾訛也。鬼物隱而不欲顯形。故俗呼曰隱也と有れども。此或説ハ甚
信用難かり。其ハ景行紀ハ山有邪神。郊有姦鬼と記させ給ひ。孝徳紀ハ天
災地妖鬼誅人伐と云語などの鬼ハ。古より於邇と云語の有を以てなり。名義
抄ハ鬼字ハ於爾と有ハ更も云す。又字鏡集共ハ神も於爾の訓有り。又
魔を許々女とも於爾とも訓み。又和名本草和名抄等ハ。續斷和名於仁乃
夜加良。貫衆を和名於爾和良非と云る。惣て稱呼ハ甚々上れる世より。
號たる者よあれハ。遙ハ後ハ渡來る字音などを。得へらざる事固よりなれハ。
右の或説ハ信ひ難き者なりハ。玉勝間ハ云。鬼といふものは即今の世の女
童などの云おにて。古き物語中昔の書とも

は多く見えたるまも全ら同じこと也。齊明紀、一本に宮中見鬼と見えまた於朝倉山上有鬼など見たるは、いまもいふおになるを又同書の中に邪鬼神竊鬼などあるは、おにとよめる所もあれと、たゞ思き神を云へるなれば、そはよむべきにあらす。鬼をも神とはいへとも、神をたよと云へからすと云り。さて用桃避鬼其の事の大なるは、十二月晦日に行はせ給ふ追儼の御式是なり。其の道饗祭詞講義は説たるか如く。其祭より出たる御式なれば、其祭と共に上古より行はれ來つるまで、此大桃樹の故事は起れる者なり。中務省式は、凡年終行儼儀云々以桃弓葦矢桃杖陰陽寮治進之。須充儼人事見儀式。此事を儀式より。于時陰陽寮官人率齋郎等候承明門外。以桃弓葦矢桃杖。須充儼人云々。訖陰陽師進讀祭文。其詞曰。今年今月今日今時云々。大宮内爾。神祇官宮主能。伊波比奉里敬奉留。天地能諸御神等波。平久於太比爾。伊麻佐布倍志登申。事別天詔久。穢久惡伎疫鬼能。所々村々爾。藏里隱布留乎波。千里之外。四方之堺。東方陸奥。西方遠直嘉。南方土佐。北方佐渡。余里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登。定賜比行賜氏。五

色寶物。海山能種々味物乎給氏。罷賜移賜布。所所方方爾。急爾罷往登追給爾。挾奸心氏。留里加久良波。大儼公小儼公持五兵氏。追走刑殺曾登詔訖云々。持桃弓葦矢桃杖碎氏云々。驗宮中出自十二門付。京職とある是なり。此詞陰陽寮式又朝野群載等も出たり。右の罷往登追給は物字。此即桃を用て。避之事の甚著明き者よ。河海抄は、始自禁中迄于何家行之と有は。天下一般の風俗なりしか故。此も縁也と書して。其始を明せられたる者なり。然るを公事根源抄年中行事秘抄など。此追儼を慶雲二年十二月は始れる由。記させ給へるは、諾ひ難し。養老は奏上れる此御紀は。僅に十餘年以前の事を以て。其縁也と書させらるまじく。且其道饗祭詞は。高天原爾事始氏。皇御孫命止稱辭竟奉と有を。如何も見させたりけむ。但其祭文は。陰陽師の言加へたるなとも有て。全き古文は、非れども。其趣意に至ては。凡人は得しと思得て。定む可き事ならぬ。節節の多在るは。古よ

り傳來れる文を。本と爲るの故なること。云も更ふりあり。記云。猶追到黃泉比良坂之坂本時。取其坂本桃子三箇。待擊者。悉逃返也。爾伊邪那波命告桃子。汝如助吾。於葦原中國所有宇都志伎青人草之。落若瀨而惠惚時。可助告。賜名號。意富加牟豆實命。とあり。此の御謂よりて。桃の鬼物を制し。疾病を瘳すこと。他國までも今世も灼然きこと。書とも見えたる如し。漢籍に桃の功能あること。をこれかれに記されたり。 ○投其杖。岐神の事。雷は投給ふとあるよと叶へり。これを第六一書より。絶妻之誓より。後。即投其杖云々と。其帯衣禪を投玉へる例も爲るの叶はず。又記も御袂段に。故於投棄御杖所成神名衝立船戸神。とあるふと。共誤れる傳なるよし。第六一書岐神の下よ云々。○雷不敢來。上の一書。御杖は伊弉冉尊は投棄とまへるごある方正一かへり。こゝ上よ桃を拵給一か。雷等皆退走とあるを。重て御杖を投たまひて雷不敢來など詔ふましけれなり。○此本號云々。平田翁云。來名戸之

祖神ハ。來莫門之塞神と云義より。かの御杖を投て。自此勿來と障へ留め給へる門と成坐れり。如此御名は負坐るなり。武郷云。久那斗の斗は門也。而説あるれと何れよと。もあるよし。 塞。祖字を一も書ること。漢國より行神を祖神と云よ就て。其意を得て書きたるのみならず。和名抄。道祖風俗通云。共工氏好遠遊。故其死後祀以爲祖神。漢語抄云。道祖佐倍乃加美とあるを。見 此を師は後人の書加へるひのこなり。本號をさし置て。後號を擧へき由ふきものをやと云れらる理は然とされど。草薙劍の下よも。本名は天。兼雲劍と書きたる例もあり。神名式よも。後の号を擧て。細書は本名云々と記されらるも。彼是あるものをやと云れり。かく辨まへられたれど。此は後の書相異らされはなり。た。祖神と云事のありなしのみに。本名と云るおほつかるし。伊勢本は此十一字なしと云へり。また羽倉氏本は小字に作れりと云。 所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰雜雷。在尻曰黑雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。

在陰上白裂雷

所謂ハ伊閑流の延言なりと云る宜し。記傳ハ所_レ言と云言なり。流々を由流と云ハ古言の格なりと云れしハひか言なり。所_レ言とい上_レ云るを指て云つ。又上文ハ言とれとも。世_レ言ならへるを指て云言なり。○八雷者云々。即ち泉津醜女なるべきより。上_レ云るか如し。其八人の醜女。各雷の名をも負せたるものなれど。此ハ疑はしきよりあり。次_レ云り。○在首。此ハ上_レ上_レ有_レ八雷公と見えたるか如く。伊弉冉尊の御體は副居れるよしなり。記_レ成居とあるハ成顯れて。其處_レ居れるより。於高天原成神と云るは同じ。此_レを其時生_レ出たる義。記傳_レ見られしハ甚_レたかへり。○大雷。文德實錄齋衡元年河内國大雷大明神。式和泉國大鳥郡大雷神社。○胸_レ。記傳云身根の意。○火雷。記傳云。諸雷の例より。富能_レ能を添て讀_レハありきと似たれど。三代實錄_レ保沼雷神と云あるハ。即火雷神と聞ゆれ。なほ舊訓_レ從ふへし。○腹_レ。記傳_レ廣の意。原平_レなとも同じ義ありとあり。丹鶴本_レハ腋と作り。○土雷。舒明紀九年二月。大星從_レ東流_レ。使有_レ音似_レ雷。時人曰流星之音。亦地雷云々。○背_レ。記の御誓_レ段。曾毘良とあり。脊腹の義なり。○稚雷。記_レ宇遲能和紀郎子とあるを。此紀_レ稚郎子と作れされ。此も和紀雷と訓へ。三代實錄九_レ。武藏國若電_レ神。雷_レのひか寫_レ。式_レ山城國愛宕郡賀茂別雷神社。これを又_レ若雷とも式_レあり。なるべし。

○黑雷。記傳云。此名他_レ見あたらす。○山雷。野雷。此二_レの御名ハ。山神野神の亦_レ御名。石窟段_レ出たり。されど山神野神なるハ。ヤマツナヌツナと訓へ。今_レ唱を分つへし。本_レより別なる神なれなり。○陰上_レ。記_レ訓陰上_レ云當登とあり。名義秀處_レ。男女の陰處_レにたれる稱なり。記_レ迦具土神の陰あり。和名抄_レ。陰玉莖玉門等之通稱也。和名_レは載せす。とあるも男女_レ亘て云り。山にも云る事。記紀に見えたり。草木にも云ること。倭名抄_レ。伏苔未都保度とあり。松陰なり。○裂雷。重胤云_レ神代系圖傳_レ云もの。神樂岡明神者雷神也。号裂雷神是吉田之地主神

也。此岡有八雷神之垂跡。八方堆土以祭之。延喜式載霹靂神。坐山城國安房郡神樂岡西北者是也。と見えたりとあり○右の雷等の下は注せる神等ハ。た。其名の例は引出たるにのみなり。其神等のことなりと思ふべし。とて記云。於頭者大雷居。於胸者火雷居。於腹者黑雷居。於陰者折雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。并八雷神成居とありて。此紀と異あり。重胤云。此ハ其成れる所を一は首。二は胸。三は腹。四は背。五は尻。六は手。七は足。八は陰なるを。彼記ハ先なる迦具土神の御散より。山津見神の成坐る傳より等しと。一は頭。二は胸。三は腹。四は陰。五は左手。六は右手。七は左足。八は右足とて。前後二度共は同じきハ。却て疑有と云ふ。何れよ。ても此の八雷の事は至てハ。記記共は正しき古傳よめらすべし。と云れ。ま。平田翁云。ハ色雷の名もいふ信りた。此ハ決て神代よりの傳ならて。そは八色とはいへども。唯に多くの雷と云事

や。後ハ古傳を心得誤る世となりて。押當ハ雷神の名をこまかく拾ひ集めて。語れる傳なるべし。其ハ古事記ハ。宇士多加禮。許呂々岐立。於頭者云々。并八雷神成居とあれ。神代紀ハ。所謂八雷者云々とある。所謂の字をよ。思ふべし。後のことなること疑なきものぞ。又若くは神代紀の本ハ八雷公の名を入ならむも知へからず。書紀にはをりなり。然ること見えたり。○武郷云。上の一書。借に或所謂泉津平坂者不復別有。二処所云々。なと書入たる例をも思ふべし。借古事記ハ。その所謂と語り傳へけむ説を。即て本文は結たるものことおもほゆ。れ。と云れたるハ。然る事なるべし。猶よと考ふべし。

一書曰。伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處。便語之曰。悲汝故来。答曰。族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從。猶看之。故伊弉册尊耻恨之曰。汝已見我情。我復見汝情。時伊弉諾尊亦

慙焉。

所在處ハ。追至とあるは。黄泉國ニ至坐せること灼馬シ。通證ハ所在處謂ハ是甚ク重胤云。此所在處云ハ。泉國に坐す伊弉册尊の御處を申すなり。古事記ハ於是歎相見其妹伊邪那美命。追往黄泉國。爾自殿騰尸出向之云々。如此白而還入其殿内。と見えたる殿。則伊弉册尊の所在處を云なり。是鎮火祭詞ニ謂ゆる。吾波下津國乎所知牟止申氏。石隱給氏。と有る。後の。御在處なる者なり。○悲汝。加奈志と身染て思ふ事。弘と云る辭なり。憐み愛むをも。悲嘆をも戀て身染て思ふ心は。同一ければなり。萬葉集古今集を始。中古の物語など。つひなるやうみな爾なり。後世にも悲嘆の意にのみ身にしてみてもほゆれば自ら其心に云へるか。あまたある。云やうなれど其はことに故にしめ押轉れるあり。いしへはつかひまよひを弘し。さてことよみて。憐愛意と云るなり。○族ハ。記傳云族ハ。紀中親屬また親族同族なり。宇賀良と夜賀良ハ生族。夜賀良ハ家族の意かなほよく考へしとあり。按宇賀良ハ内族なり。夜賀良ハ外族なり。家族なるへ

もあつた親む言なるへ。とある。伊弉諾伊弉册尊夫婦となり給ひしより。いと睦しみるつとまみおもはせらる。今女神より男神をさして族と詔ひ。男神も又女神乎爾詔ひ。物ふるへ。○猶。重胤云。猶ハ直と同ト。其事を曲すして本の任よ爲る辭なり。故其事を黙止し不得。其上を行ふ事。常と云り第九一書に。猶如生平と有。生平の如く成るるを。生平の如く爲る依て。猶とあり。此も勿看吾と有。得も従いせ給はず。其御心は任せ看行す故に。猶看と有なり。○見我情。この文いと解か。山陰云。下文の見汝情ハ。ききえとれ。上文の見我情ハ。心得す。形を見と云へけれ。と云れた。故熟考る。我の白す事を聞給はず。かゝ押し給ふ事ハ。汝己は我情を見果つるよ。と。さる情なき態爲玉ふ。我復汝の情を見果つ。とらほら互よ心を遺す事ハ。ふしと云義ハ。さて伊弉册尊の耻恨み玉ふ御言は切なるよ對へて。故伊弉諾尊亦慙と有。猶能と考へし。さて重胤云。第六一書ハ。伊弉諾尊大驚

之曰云々。乃急去廻歸と見え。第九一書も。伊弉諾尊驚而走還。といわれ
とも。二神の此間よの御問答の有けるを。彼傳共よ漏たるを。此は傳はれ
る事甚尊し。然れ此よて。伊弉諾大神の其怒をせ玉ひて。御心の痿ませおは
しませ所を。逮及しめ奉らせ玉へるは驚きて。周章て逃走り還らせ玉へるよな
む有ける。然申し玉へる間に。速く伊弉冊尊の御方にては。其令追奉
らむ御支度などの有けんは。申も更なる御ことありかし。云り。然
る説なり。

因將出返。于時不直黙歸。而盟之曰。族離又曰不負於
族。乃所唾之時。化出神號曰速玉之男神。次掃之時。化出
神號曰泉津事解之男神。凡二神矣。

因將出返の女神の御狀の甚も可畏を見驚き給ふか上は。御恨言の切なるよ

恥給ひなり。重胤云此よ他傳と同じ事共は。甚と事略て書れらる故も其。
辨梯の事。一片之火の事を始として。千人所引磐石を。泉津平坂に墜る迄
の件々の。悉と書されらる。第六一書などの赴よ。然しも異らされらるべし。
然るを此に直し引續けて。因將出返の文を。彼急走廻歸の場は書れたる故
に。伊弉冊尊の御所を。出返り坐むと爲る時の事の如くふれとも然らす。此は
其泉津平坂を放れて。願國の方へ出返らせたまふ時の御事なり。然るに己は鈴
屋大人親を引て註せるか如く。此は盟之曰族離。又曰不負於族云々と有
り。謂ゆる事尸の御辭よて。第六一書は。與伊弉冊尊相向立而。建絶妻之
誓と有る。其時伊弉諾尊の詔給へる御言なればなり。○不直黙歸。直は歸
り給ひすて。夫婦のみむつひを。絶給はむことを詔へるなす。重胤云。黙は万葉の
歌もよみて。物事を其任は措と事を母院と云。其母院ふる事を爲すを。母院
須と云り。俗は徒なる事を。牟陀事と云ひ。徒なる言を牟陀言など云も。此は

近かるべし。盟字鎌倉本又古寫本。ナカヒテと訓り従へし。本はウカウテと訓るもナカヒテの誤寫 紀中盟をしかよみ。名義抄にも盟を訓り。典籍便覽も。載書相約曰盟。ごある字なり。○族離ハ。上の一書は建絶妻之誓ごあるは同じと。夫婦の御むつひを断さまむごなり。其ハ上件の穢く畏き有状を。御覽し、ハ御後を追て來坐る御心の。失給ひつれなるへし。○又曰云云。此ハ書中の一説よて。族離ご詔ひしを。まごも言しご云の傳なり。さて不負於族ハ。上の一書に所謂吾當産日將千五百頭。とあるを云へるなり。されご甚く略き過たるか如く聞ゆるハ。古言なれハなるへし。なほ訓注の下よ云を見るへし。○所唾之時化出神。本ハ時化出三字なし。永享本ハ因て補ふ。本のまよてハ言足らず。和名抄ハ。唾和名豆波波。字鏡ハ唾。口水也。液也唾也與太利。又豆波志留。又液ハ小兒口所出汁也。豆波支ごあり。名義記傳ハ津吐なるへしご有り。さて平田翁云。唾し給へるハ。彼穢き有状を御覽して。其穢きよ得堪給は

すての御所爲なり。今も穢物を見て堪かたし思ごあり。重胤説に。此は彼を厭へて掃ふ古の禁方なるハし海宮遊行章一書ハ三下唾與之。又古語拾遺ハ唾ハ饗而還とある。みな惡みて唾し給へるなるハ其禁方の職を現とし玉ハ御しわさるハしと云リ。なほ考へし ○速玉之男神。本ハ男下ハ神字ふきを。舊事紀ハあり故今補へり。式ハ出雲國意宇郡に速玉神社。紀伊國牟婁郡熊野早玉神社大。此社ハ。清和紀貞觀元年從五位下より。從五位上を授け奉り。それより次々見えて。長寛二年頼業勘文ハ。天慶三年二月正一位ごあり。熊野新宮ご稱すハ是なり。夫木集に。檢校法親王。なきの葉にみかける露の速玉を。結ハの宮や光をふらん。新宮ごあり。此哥ハ。早玉宮結宮の稱あるをよめるなり。此神此に祭られ給ふ由縁ハ。御母神伊弉册尊につきてなるへし。故結宮の光を添へ玉ハ故に。新宮の神も。威靈のたはす由をよめる歌なり。結宮ハ即熊野夫須美神にて。伊弉册尊なるへき事次に云ふさて國人の説に。建保縁起ハ垂跡縁起と併せ考るに。早玉神を飛鳥神とも稱へり。思ふに神代より今の新宮の淺なる飛鳥の所に鎮坐せを飛鳥神と稱へしならむ。今に飛鳥社あり。川を飛鳥川とも云りごそ。新宮ご稱すハ。本宮ハ對へての名なるハ。其本宮ご稱すハ即式同郡熊野坐神社是なり。主神家津御子大神。即素戔鳴尊ごます次に云 其ハ水鏡をばしめ。古今皇代圖説。扶桑記皇代記等ハ。崇神天皇六十五年。始建熊野本宮ごあり。

其御代より始て、宮造りありしものなり。さて新宮の景行天皇五十八年、測まりしより、水鏡等よみえたり。また那智社あり。此は後代に祭りしなり。是本宮新宮那智三社を合せて、中古以來熊野三所といふ。祭神はまつ本宮。熊野坐十二社の内。上四社と稱する神殿の第一第二兩殿。合併一棟作。内陣は三座造。熊野夫須美大神。俗に兩所權現と云。又西御前中御前と稱。○栗田氏云此神は野牟須美神と見え、夫木抄にムスビの宮とよめるにて著く。ムスビは産靈の義にて伊弉諾尊と共に國土山川草木を始あらしめる物を生みし玉へるより負坐御名なる。御子速玉大神。即速玉之男大神なり。御子とは。を鎮祭し。第三殿の家津御子大神。又伊弉册尊も坐す。即此宮は主神坐り。俗に証誠殿と稱す。○栗田氏云。種を播生せし御功まかせ。出雲國にては熊野大神楠御氣野命と稱。此國にては氣津御子大神と稱。奉りしものなり。氣は木あり。第四殿の若宮と稱して天照大神を奉祀せり。かゝて新宮の第一殿は熊野夫須美大神。又伊弉册尊事解。男神も坐す。を祀り。結宮と稱す。第二殿は。其宮の主神たる速玉大神。又伊弉諾を祀り。速玉宮。第三殿は。家津御子大神。又國常立を祀り。殿と云。俗に証誠那

智社の。第二殿家都御子大神。又國常立を祀り。殿と云。第三殿御子速玉大神。又伊弉諾を祀り。中御前。第四殿熊野夫須美大神。又伊弉册を祀り。西御前。即此社の主神坐り。さてかゝつれも内殿三所ふる。熊野垂跡縁起。本宮傳記を始て。紀伊國內神名帳。郡。天神三坐。正一位家津御子大神。正一位熊野夫須美大神。正一位御子速玉大神。と記せる。即ち右三所の祭神よと叫へり。此三處の祭神を。古來とてくは誤り傳へて。何れをそれともわきがたければ。今ハ栗田氏の考証に據て辨へ記せり。なほ委しき意見等。其考証の書に記されたるを見るべし。○掃之時化出。本は時化出三字なし。永享本は依て補ふ。こゝも本のまゝよ言足らず。平田翁云。此は何を以ていかよ爲て掃給へん云事。今知へきよあらねど。若ハ御衣の袖よ掃給へるならむ。其も今も心よからぬ物を掃と云り。又思ふに。記は穴牟遲神の蛇また果公を避給ふ處よ。以て此禮三舉打撻と云事あり。こゝハ然る物を以

拂給ふことなげぬ。其の文の畧かれたる者まで比禮の如くなるもの。以て打拂ひ
 給ひしよあるへし。○號曰。本に曰字なし。今三島本よあるは從る。○泉津
 事解之男神。本に解字解と作り。解まては佐加と訓へき義疎し。但し記傳に
 環之婢とある。環と同義として。放り離
 る。意よて。解字の意も通へりとのれど。私閣本及信友校本に解字は作り解ひ
 佐加と訓む字なり。紀中にしかよめる處あり。朝野群
 載に度量の解に當るを坂と書り。必此字なるへし。故今改
 めつ。とて又此神。字も本よなし。今は舊事紀よ因て補ふ。とて此神。御名よ。
 泉津と負給へるよても。上の伊弉册尊所在處とあるは。泉津國なること思ひ合
 すへし。事解は要放の義よて。孝徳紀よ事取之婢とあるは等し。夫婦の契を
 放り離る。意よて。即其時よめたりて生坐れり。其を御名よ負せまつことなり。と
 て重胤云。此神も速玉神と共よ。其本宮は出雲よて有へけれども。式風土記共
 よ所見なし。若くは意宇郡速玉神社と。共よ鎮坐るよ。鈴屋大人の神壽後
 釋よ。熊野社は今。説よ。上社は中伊邪那波命。伊邪那美命。左早玉男。右

事解男なり。下社は。天照太神須佐之男命ふりよ云なれども。式よ唯熊野坐
 神社と早有て。幾坐と云事なけれは。官帳よ入て式よ載れる。主として祭る
 須佐之男命一坐耳よて。其余は皆添て祭る神よて。官帳よ入とる神なり。と
 有は然る事なれども。然上宮下宮と。容易と別て祭るべきならんとい。其上宮
 と云なん。意宇郡速玉神社よ御在すべき。其社傳の如くは。泉津事解之男神
 と。必並ひ坐む事。次よ云る紀伊國の例を以ても知へし。右の下宮と云るは。素
 て。紀伊國熊野坐神社の本宮なる事。下に云を見へし。大草郷熊野村に立せ御在
 し坐すを。内山眞龍か風土記抄よ。速玉社在熊野村と云るは。上宮を云か。別社
 なる。然るは紀伊國神社録と云ものよ。熊野本宮。伊弉册尊。本國神名帳曰。
 正一位家津御子大神。速玉男。正一位御子速玉大神。事解男として四坐
 なり。然るを通證よ引る。熊野垂跡記。又神名帳頭注等謂云々。本宮。玉翁
 理媛。新宮。玉速玉男。那智主。事解男。是社傳也。とあれは。其中よも玉翁の
 差別は有る者なり。然れは。其那智は事解之男神を主として。祀祭れる御社な

りけり。後のものなら。伯家神道書の中。熊野新宮速玉之男神。那智事
解之男神。とあるをも証すとすへしと云り。いづれかはしき説とあはれど。事解
之男神の紀伊國にも祭られ玉ふ傳ひ。古よりありなりけり。

及^テ其與^ニ妹相^ニ鬪^ス於^ニ泉津平坂^ニ也。伊弉諾尊曰。始^ニ爲^ス族^ニ悲^シ及^テ
思^ハ哀^シ者。是^レ吾^ノ之^レ怯^シ矣。時^ニ泉津守道者^ト白^ク云^ハ有^リ言^ハ矣。曰^ク吾^レ與^ニ
汝^ト已^ニ生^ル國^ニ矣。奈何^ニ更^ニ求^フ生^ル乎。吾^レ則^チ當^リ留^ル此^ノ國^ニ。不^レ可^ク共^ニ去^ル。

泉津平坂。本は津字なり。今北野本應永本は據て補ふ。此字はある例なり。
○相鬪。重胤云。互み御心背きて。疎々しく成せ玉ふを云て。謂ゆる絶要

之誓の御事を云なり。右は出たる族離。又曰不負於族と有る。其時の事を再
ひ云るなり。此は第六一書。伊弉諾尊已至泉津平坂。故便以千人所引
磐石塞其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絶要之誓云々。と有る其を

云なり。と云れたるよろし。とて阿良曾布と云へる言。萬葉の歌にも見えて古
言なり。言意は荒より出て。互は疎々しく心の荒すことふなり。熱田本にアラカ
フと訓り。其もよ

し。此の相鬪を。鬪戰の如くよ心得て。二神の相戦ひ玉ひ一由よ云る説は。言
の本をもおもはざる僻説ふり。○及思哀。山陰云此文いか。及字は寫し誤れ
るものかと云り。思哀は。記傳云はつ志奴夫と云言。戀志奴夫と。堪志奴夫
隱志奴夫と。三の意あり。さて戀志奴夫と。餘の二と。い意いと遠くして相互
らす。本より別言なるへ。堪志奴夫と。隱志奴夫と。近くして相通ひて聞
ゆること多し。さぬひかねと云は。堪かぬる意も。隱しかぬる意も通ふか如
し。されい隱す方は。堪しぬふより轉れるものなるへと云り。あはよ安藤野雁
説云。志奴夫は志那布と音通ひて。小竹などの靡ひ伏す如く。心の萎るを云
り。人を慕ふま。然あるものなれなり。又隱忍も知られしと靡ひ伏して。顯れ
ぬより云ひ。堪忍も已を靡はしむるも。皆其本ハ一言なりと云れたる。記

傳の説（多）より（多）なり従ふ（多）して此の思哀（多）。總志奴夫意（多）なる。万葉（多）の歌（多）に
（多）それと多くありて餘の二ツに（多）。○怯（多）も。名義抄（多）の怯字（多）をツタナシ。又オロ
（多）カナリと訓み。又雄略記（多）の懦弱（多）をも怯（多）をも。ツタナキと訓る。相近き語
（多）なるの故なり。名義抄（多）は懦をツタナシとあるを思へ。播磨風土記（多）託賀郡
（多）條。云都太岐（多）者云々。甚怯（多）故曰都太岐（多）ともあり。さてこの文は。始妹
（多）命をひたふるは悲み慕ひ玉ふの余り。汚穢之國（多）も到坐し。又其は就ては。
（多）意外なる御事共の御在し坐し。其を悔（多）せたまへる御言（多）まで。第六一書に
（多）還乃追悔之云々（多）と有と。此（多）は全く同し所なるを思ふ。今思へ。吾心の拙（多）愚（多）なり。今は速（多）返ら
（多）むと。詔（多）ふ御言なり。○泉津守道者。本（多）津守（多）ふし。今三島本（多）は依る。名義
（多）守道は守の如く。泉の道路を守る神なるよ（多）なるの。重胤説（多）。第六一書に。
（多）其於泉津平坂所（多）塞磐石。是謂泉門塞大神也。亦名道返大神。と見え
（多）る。其神（多）は在すなるへ。其は和名抄（多）道路具（多）。道還漢語抄（多）云知毛利（多）と見え

萬葉四（多）。手弱女（多）吾身（多）之有者（多）。道守（多）之將問（多）答乎（多）。言將遣（多）為使乎（多）不知跡（多）。
（多）立而爪（多）銜（多）。と有て其短歌（多）。吾背子（多）之。跡履求（多）追去者（多）。木乃關守伊（多）。將留
（多）鴨（多）。と見えたり。道守（多）と云は關守の事也（多）けり。と云れたり。此神紀伊國神社
（多）録新宮條（多）。泉道守神社（多）。在神（多）。と云より外は。諸國（多）は餘（多）聞えず。と同人云
（多）。○有言。此（多）下の御言（多）まで。伊弉册尊（多）の詔（多）を。守道（多）者（多）の取傳（多）へ奏すなり。其
（多）を以て本（多）にノ。タマフコトアリ。と訓れども。余（多）りは漢籍訓也。○吾與汝（多）已生國。此は記（多）伊弉諾尊（多）の。黃
（多）泉國（多）は追往（多）して。女神（多）は詔（多）へる御言（多）。愛我那邇妹命（多）。吾與（多）汝所（多）作之國。
（多）未（多）作竟（多）故可（多）還（多）。とある御言（多）。答奉りたるまの御言（多）なり。此一書（多）の首（多）。右
（多）等の如き文ありしを。引つめて記せしものと見えたり。重胤云（多）。此（多）は生國（多）
（多）云は。作る事（多）は關係り。記（多）所作（多）と云は。生む事（多）も係りたるものまで。其始（多）。
（多）天神詔命（多）以詔（多）云々。修理固成（多）是多陀用帝流國（多）云々とあるを。記傳（多）は此
（多）天神（多）の大命（多）は。築湯（多）へる湖（多）を固めて。先國土（多）を産（多）む基なる。磯取（多）鹿島（多）を成す

是時菊理媛神亦有白言。伊弉諾尊聞而嘉之。乃散去矣。
菊理媛神。纂疏本云泉聞理媛とあり。本もありしや。平田翁云。此神は
夜見國の本より坐神の顯國の神の知のらぬと。此の狀は依て思ふ。夜
見國に坐して。伊弉那美命は副侍ふ神の如聞えたり。又名義も思ひ得れど。
試よ云ハ二柱神の御争の御中執持て。女神の詔ふ御言を。男神は聞看しめ
男神の詔ふ御言を。女神は聞入しめ奉らし功は依て。負さるまで。聞入の意
か云り。重胤云。物を聞く事を久々とは云えず。と云れたれど。御名と成りたる上
にて。音の轉したるものとしたらむには。久々理と云まじきにも非ず。
さて此神の御事ハ。重胤云。式よ加賀國石川郡白山比咩神社あり。社傳ハ中
菊理媛命。東伊弉諾尊。西伊弉冊尊。と云は然もあるへし。一宮記ハ。菊理媛
命と見え。神社考詳節ハ。神書抄云。菊理媛神今加賀國白山權現是也と
見え。二十二社注式ハ。日吉神社條よ引る。扶桑明月集ハ。客人女第五十
代桓武天皇即位。延暦元年天降八王子菟。白山菊理比咩神也。と見えたれ
ハ。其白山比咩神と白すは。即菊理媛神の御事ハなん有ける。然るを大鏡ハ
ハ。伊弉冊尊なる由みえ。和漢三才圖會ハ。白山大權現。又号妙
理權現祭神三
所。伊弉冊尊。左菊理媛。右泉守道者。元正天皇靈龜二年出現。と見えたり。

是時菊理媛神亦有白言。伊弉諾尊聞而嘉之。乃散去矣。
菊理媛神。纂疏本云泉聞理媛とあり。本もありしや。平田翁云。此神は
夜見國の本より坐神の顯國の神の知のらぬと。此の狀は依て思ふ。夜
見國に坐して。伊弉那美命は副侍ふ神の如聞えたり。又名義も思ひ得れど。
試よ云ハ二柱神の御争の御中執持て。女神の詔ふ御言を。男神は聞看しめ
男神の詔ふ御言を。女神は聞入しめ奉らし功は依て。負さるまで。聞入の意
か云り。重胤云。物を聞く事を久々とは云えず。と云れたれど。御名と成りたる上
にて。音の轉したるものとしたらむには。久々理と云まじきにも非ず。
さて此神の御事ハ。重胤云。式よ加賀國石川郡白山比咩神社あり。社傳ハ中
菊理媛命。東伊弉諾尊。西伊弉冊尊。と云は然もあるへし。一宮記ハ。菊理媛
命と見え。神社考詳節ハ。神書抄云。菊理媛神今加賀國白山權現是也と
見え。二十二社注式ハ。日吉神社條よ引る。扶桑明月集ハ。客人女第五十
代桓武天皇即位。延暦元年天降八王子菟。白山菊理比咩神也。と見えたれ
ハ。其白山比咩神と白すは。即菊理媛神の御事ハなん有ける。然るを大鏡ハ
ハ。伊弉冊尊なる由みえ。和漢三才圖會ハ。白山大權現。又号妙
理權現祭神三
所。伊弉冊尊。左菊理媛。右泉守道者。元正天皇靈龜二年出現。と見えたり。

和爾雅神祇門上。加賀白山。新撰一宮記曰。中社伊弉册。左右菊理媛。泉守道者。云て右と同説也。かゝ諸説定らざるは就て考ふる。其白山比咩神と申して。神代より鎮坐は菊理媛神と坐て。其諸册二神の如き。信は其元正天皇御代より。祭初なるへ。此に又異説あり。或書は改曆記云。伊弉册垂跡也。又左峰老翁現云。吾白山輔佐也。稱小白山。又右峰老翁現云。吾白山輔也。即大已貴垂跡也。云り。此にては菊理媛神隠れて見え玉はず。小白山と云ふ。下にいふ金劔宮の御事に。はあらしか。然れば素戔嗚尊と坐なるへし。又劔宮と申すあり。諸神記は加賀國石川郡金劔宮。河内天照大神分身應現也。号光明寺。崇神天皇御宇天降垂跡給也。同天皇三十三年社立。白山妙理權現第一皇子也。妙理權現者。伊弉册尊也。あり。太平記二十。黑丸足羽云々事の條に。延元二年越後勢云々。加賀國は暫逗留して。劔白山以下。所々の神社佛閣は打入。と見えて。劔白山と相並玉へり。神社考は載たる傳記に。金劔明神者本地云々。弘仁十四年立此宮と云れども。例の佛と爲たるはれは擧げあらず。此劔宮

も。素戔嗚尊は御在すへし。式尾張國愛智郡八劔神社。所祭素戔嗚尊は御在し。周防國佐波郡神社をも。社記は其神と申傳へ。又或書は日吉末社。劔宮素戔嗚尊とあるをもおもふへし。諸白山比咩神と申す。其菊理媛神は亦名は非ず。其地四時は積雪の絶ざるは依て。白山とい云めり。古今集消竟る時しふけれは越路なる。白山の名は雪こそ有ける。とあるを以知へし。又後撰白山は雪ふりぬれ跡たえて云々ともあり。如此云て。其雪を以て山名とせらる。外域は雪山氷山の名あるか如し。又此神社を詠るは。新千載別てなほのむころもふかき哉。あとたれそめし雪の白山。又新拾遺ちはやふる雪の白山別てなほ。深きたのみは神としらんとあり。上も云る如く。日吉客神宮と申す。此神もたらせ玉へるか故也。新古今は日吉客人宮と詣て。左京大夫顯輔。年ふとこじの白山忘れす。かしらの雪をあはれとも見よ。續古今客人宮と奉ける。後京極攝政前太政大臣。此はまた光を言けてやすかな。こしの

白根や雪の古郷。など見えたり。文徳實錄仁壽三年十月授加賀國白山比
 咩神從三位とあり。如此早と尊位より進ませ玉へるよ。名神大社の列ならざ
 る。異しき事なり。百練抄に延久三年六月二十七日加賀國白山御体燒損
 云々と云ことみはたり。平戸記に仁治三年四月六日。今日
 加賀國白山社御祭云々。諸此御名の菊を。久々と云は。其字音を借たるもはなり。和名抄
 郡名に。陸奥國菊多木久多とあるを。同字ながら國造本紀の。菊麻國造ハ久
 々麻と訓み。又和名抄上總國鄉名市原郡菊麻久々麻とあり。但今本菊を
 菓に誤れり。
 肥後國なる。菊池久々知とありと云り。○亦有白言。本言を事と作り。今
 永享本は據れり。此は先づ泉守道者を以て。令申玉ひけるよ。猶亦此神して。
 令申玉へる言ありなり。其は何をの申としめ給ひけむ。今知へきよあらずと雖。
 伊弉諾尊の聞入給ふべき御言なりし事は。次の文まで明らかし。○聞而嘉
 之。嘉字本は善とあり。今永享本は因て改む。重胤云。此は唯菊理媛神の白
 言のみならず。上なる泉守道者白云と云より。合せて聞余一語はせ給へるな

り。常は聞と云い。唯身と入て。心は識るを云を。此なる人の云事を甘ふ。聞
 給へるまで。先は聽字の意なる所なりとあり。嘉字は可字の意に借て書るよて可
 と許ひ玉へるなり。ざるを本に善字を
 ホメマフと訓るは。字に泥みたる非訓なり。こは褒
 美る義にはあるへからず。諸注何れも解得たるは非す。○散去い。其御言を可
 と思はして。今と返去たまひなり。平田翁云。散去は清寧卷は各退とあり。
 師云阿良久とい。會有者の各々別れて。罷散るを云。齊明紀は誘衆散卒など
 あり。疎く放るを荒と云と本一意なり。又俗言に。
 物の間を潤くするを。阿良久と云も意同じ。さて上件の事實。いともく
 止事なき事なるを。古事記は漏て。一日絞殺千頭。一日立千五百産屋と
 詔へ御争れこのみあり。書紀の餘の一書等も。傳洩たるを。此一書のみ
 傳はりて。散去の事までいと詳なる。殊に珍重へき一書なりけり。と云れたる然
 る言なり。

但親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及

速吸名門。然此二門潮既太急。故還向於橋之小門。而被濯也。

但云々は重胤云。上は聞而善之とある。其は其よりして。其事からの摠て。御親彼慈き泉國に往坐したと。御上は取て。不祥き御事なるか故。其意を反して。述る所なるか故。此は但と云り。とある。○粟門は。阿波國板野郡と淡路國三原郡との間合に在る門として。古より世は名高き阿波の鳴戸と云る是なり。仙覺の萬葉二巻に引る風土記に、牟夜戸と云るも。此鳴戸を云々を有む。其は右の鳴戸を。阿波よりの渡口に。撫養と云ひ。淡路よりのを福良と云れはなり。土左日記に夜中許に舟を出して。阿波の水門をわたるとあるは同じ水門なれと鳴門より二三里も隔たりたる所にて今門筋と云處なりと小杉榎平田翁云。此鳴門阿波と淡路との間は在て。伊弉諾尊の大宮に。其淡路の傍なる。磯取虛島に在し。先其近き粟門を見たまひけむと云り。

さて其潮急と過なる故。此より西して。速吸名門を見給ひに往坐しなり。○速吸名門。神武紀に速吸之門とあり。名は連聲に引れて。轉れるなり。速吸は其端の速と地底は潮を吸入る義なり。其地理は。重胤云。神武紀に天皇東征親帥諸皇子。舟師東征。至速吸之門云々。臣是國神名曰珍彦。釣魚於曲浦云々。往至筑紫國菟狹と見えらる。菟佐は豊前國の南の境なれば。速吸名門豊後國なる事灼き者なり。其曲浦と云るあたりに。通證は。豊後國海部郡佐賀關下浦有地主神。稱珍宮。祭珍彦云。社説曲浦為上浦と云れは。和名抄郷名は佐加と云る是なり。然れば速吸名門必其邊なるべし。口訣は。速吸名門豊後國海部郡。在早吸日女神社と云るは然る言ふり。式は豊後國海部郡早吸日女神社。或説は。速秋津比賣神今在佐賀郷と云り。國人の云は。今佐賀關の早吸六柱大神宮と云は。早吸神社と云は。非ず。海部郡佐伯。莊入津浦。當社有り。入津と宮浦と。雙ひたる浦なり。諸其早吸神社は

坐す地より下滿江浦と云沖より佐賀關まで早吸津と昔より里入も舟人も云傳へたり。然れハ早吸日女神社は右の入津浦なる事明らかと云り。其吸名門と云ひ早吸日女神と云るは其地名に依りて負坐る御名なれば實に由有る神坐なるべし。なほ記傳も云れたる言もあり考合すべし。○潮既太急既に盡すの意なり。古言なり。○還向還と本宮ふる磯取盧島の方より還り坐を云ひ。さて改て日向の方より向ひ行幸ふるべし。○祓濯本は祓を拂と作れり。今集解又竹屋光輝氏藏本及元々集引るは從て改む。集解云按唐韻曰祓音拂蓋因音誤者と云り此は訓より誤れる者とすべし。

于時入水吹生磐土命。出水吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生天地海原之諸神矣。不負於族此云宇我選磨概草。

吹生と下は吹素氣噴之秋霧所生神とある如く御氣を疑し給ひて吹

出給ふ。其御氣に坐するよりなり。平田翁云。た所成坐と云は何處よりいかに成坐ると云こと詳ならぬを。吹生と云るは詳かにて。彼穢を祓へてむこと所念候して。坐する趣よと聞え。將矯其枉而なごあるも。熟符へればなると云れ。又重胤説も。吹生は解除の主と有る事よ。甚美たし。諸此は神等の坐坐るも。其大御身は水を濯き清めとせ給ひ。又其汚穢を氣吹き掃はせ給ひ。愈々益々清々として成給へるも隨ひて。次々御子神等の願はれ出給ふ。全と其事は因れるが故。此を解除の專要と有る事なりと云なり。吹生と云事。實は力を入れて思へき所なる者也か。と云れたる。共に然る説なり。○磐土命云々。磐土命は上の一書なる表筒男命。底土命は底筒男命。大綾津日命ハ大柱津日命。赤土命は中筒男命。同一と。皆言通ひて。上の一書と同一き神等なり。但し山蔭に大綾津日神。即大柱津日神なるに。大直日神より後。生坐る次第いか。又磐土は表筒男。赤土は中筒男。底土は底筒男も。此水は入。○大直日神記。上の一書も。いつれも神直日

神大直日神二神なり。然るを此と四時祭式鎮魂祭と。大直日神一柱耳なり。生坐り一其始一神とて。渡らせ給へとも。神直日神と分身一給へるの故也。二神は傳はれるなるべき事。海神等また底中上筒男神等は。各三柱に成坐れとも。合せて大綿津見神とも申す例あり。大己貴命など。其和魂神荒魂神と。三神に分れ坐て。天下を經營らせ給へり一事も。有ける者をやと。重胤の云れたる然る説なり。記は在津日神も。二神は傳はれる事此と同一。○大綾津日神は大在津日神也。名義は記傳云綾を禍の意とて。あやまつ。人々のあやむる者とのあるを。俗にあやのあやと云ふ。又あやむる者とのあるを。俗にあやのあやと云ふ。語も通へり云り。三代寶錄元慶三年三月。授下野國正六位上綾津比神從五位下と見ゆ。これ此は異神とも知たし。○天地海原之諸神。天地を本は大地とあり。今黑羽本備考また伴景蹟の本は。天地とあるよ。又天地の神とい。天照大神月讀尊素戔鳴尊。三柱を申し。海原の神とい。海神三柱を申せるなり。土命等。已

に御名出たれ。三柱の珍子を。天地の神と申す事は。天照大神は。授以天上之事。云々月讀尊可以配日而治云々。本書素戔鳴尊者可以治天下也。一など見えたるまで。天地の神なる事明らかし。さて此一書も。第六一書と同し。御禊の後也。此神等の生坐りとせるは。誤れる傳説なること。本書の下よ云るの如し。○宇我遷磨概算。此注平田翁説也。遷字上は邇字脱たるなりと云れたる。本文の字は就てい。まのおもはるれど。本のまよしても。其意は通えざるよ。あら。か。か。か。云々。却りて古言なるへ。さるは族離も。離於族の義なること同し事なれ也。記に度事戸。此例なり。強て邇字を補ふるは。この一らなるへけれ。今は本のまよしてあるなり。また概を本は概は作りたれ。今類史本は従ふ。山陰に其を耳の誤あるよしと云れたるも非なり。下卷に概此云。波音。音之移反とある例もあれ。本のまよしてよろし。

一書曰。伊弉諾尊勅任三子曰。天照大神者可御高天

之原也。月夜見尊者可_三以配日而知_二天上之事也。素戔嗚尊者可_三以御_二滄海之原也。既而天照大神在_二於天上_一詔曰。聞_三葦原中國有_二保食神_一。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受_レ勅而降。已到_二于保食神許_一。保食神乃迴_レ首。嚮_レ國則自_レ口出_レ飯。又嚮_レ海則齧_レ廣齧_レ狹亦自_レ口出。又嚮_レ山毛麁毛柔亦自_レ口出。夫品物悉備。貯_二之百机_一而饗_レ之。

重胤云。此傳の位置は。何處_二在_レへきと云_一。瑞珠盟約章より。後。寶鏡開始章より。前_二在_レへき文なるを。別_一。一章_二立つ_レる程の事_一。又勅_二仕_三三子_一云々に。駢ける文なるか故_一。此章の終_二有_レなり_一と云り。按_レ此一段記の御事として傳たり。今何れを正_レしとも。定めかたけれと。記に據_レて説むには。右の如く見てあるへき文なれと。此本文のま_二に月夜見尊の御事_一を見むは。此處_二在_レて

も妨_レなかるべし。但し寶鏡開始章より。前_二在_レへき事_一の論なし。○高天之原。の之_二字_一。永享本_二无_一。○天上

之事の上字。永享本_二有_一。○滄海之原海。下之字ある。此も永享本_二有_一。本_二有_一。まなし。さて滄海之原。上_二滄溟_一と云る。同_レし。此國土を云古言なり。これ此は上の第六一書。素戔嗚尊可_三以治_二天下_一。記_二に所_一。知_二海原_一。とある。同_レし。正_一。き傳説あること。次々云る。如_レし。さて滄海原と海との異あるよし。上_二既_一云へれど。なほ平田翁の説を撮_レていは。まづ滄海原といふ。此國土を押なへて云古言。天照大神は高天原。素戔嗚尊は滄海原と相對_レて。天_二地_一を依_レ別_レたまへるなり。然るを漸々。さる古意を失ひもて來_レて。海と滄海原とを混_レよ云_レこなり。誰も今_二まて_一思_レはざり。わかれ。素戔嗚尊_二可_三御_二滄海原_一と詔_レへる。此國土悉_レ知_レ看_レせと詔_レへる。炳然ものぞ。漢籍_二も統_レ御_二四海_一といふ語あり。治_二滄海原_一といふ。よく似_レたる言なり。御_二四海_一といふ。海を御_レといふ事ならぬを思_レひ合_レせて。治_二滄海原_一といふ言の義

を辨ふべし。と云れたり。下よ云るを考合すべし。○在於天上曰。舊事記本曰。天上は詔守ある宜し。なほいは、詔曰の間。月夜見尊の四字必あるべきなり。山陰にも然云れたり。○草原中國。重胤云。國號考は草原中國は、本天津神代は高天原より云る号より。此御國なから云る號は非ず。諸此號の意は。甚々上代は四方の海濱。悉く草原にて。其中は國處は有て。上方より見下せし。草原の巡れる中に見えける故。高天原より如此は號けたるあり。と云れたる如く。天上も天原も高天原も。對へ云稱なるを以思ふ。此大八洲豊草原瑞穂之國とい異より。大地萬國を統て云名も有なりけり。故豊草原とい云す。唯草原中國と耳云り。是其萬國を一混ひ云と。萬國の中より其真秀なる瑞穂國を。殊に抽出て云との差別なる者なり。但瑞穂國号は彼齋庭之穗を事依。授奉給ひて。其皇御孫尊を天降し奉らせ給へる後に起れる稱なる事。下卷に説を以知べし。其時まで唯大凡に草原中國と云ひ限りて。大八洲國と云ふ。と云るは。説ふ。○保食神。和名抄に日本紀云保食神名和りし者なり。

乃加美知 保猶保持也。宇氣者食之義也。言是保持食物之神也。とあり。重胤云。此は私記の説と聞えたる。實は然る言なり。母知右に見えたる保持の義なり。大忌祭詞。御膳持須留若宇加能賣命登。御名者白氏とある。專其意なり。又古事記に。食物乞大氣津比賣神。と見えたるも。其御食を保持ち坐神は渡らせ給ふ故。乞し給へる者なり。又攝津風土記。稻倉山。昔止與時可乃賣神。居山中以盛飯。因以為名。又曰。昔豐守可乃賣神。常居稻掠山。而為膳厨之處。後有事不可得已。遂遷於丹波國。比遲乃麻奈章。地名と見えたる。其盛飯と云ひ。為膳厨之處と云ひ。共其宇氣を保持ち玉ふの故也。神祇官は坐す御名を。大御膳都神と申す事。祈年祭詞に見え。又其を御膳魂神と申す御名。四時祭式鎮魂祭條に見えたる如し。此大神は。も。天津日繼の瑞穂の神は御在し坐て。此大八洲國を豊草原千五百秋瑞穂國と名を稱へて。天下萬國は比類なく尊き御事也。此大神の御

靈物を以て云たり。と云々。○爾月夜見尊云々。如此之爾某云云。其御命を令受持め。まゝ此事其人と。指着て云ふ時の言よて。例に神壽詞。親神魯伎神魯美命宣久。汝天穗日命波云々。常陸風土記。我前乎治奉者。汝聞勝看食國平。大國小國事依給云々などあり。なほ此例に垂仁紀一云に。今汝御孫尊。悔先皇之不_レ及云々。○就候之。平田翁云。大御神のゆづりなげよ。かゝ詔ひ出玉へる事。幽き所由あることなるへしと云々。○已到保食神許。平田翁云。此神の其生坐る時より。此程まで此國に住居ませるを。其地は何處なりけむと云れたるか如く。此神の産土の知むたけれど。重胤の阿波國なりと云へれと信かたし。今月夜見尊の到り玉ひし處は。山城國葛野の地よりて。此神の坐し處は。攝津國稻倉山なるへし。山城風土記。月讀尊受天照大神勅。降于豊葦原中國。到于保食神許。時有二湯津桂樹。月讀尊乃倚其樹立之。其樹所有今號桂里と見えたり。其地は初て天降り着給へりけむ。さて此神の坐す稻倉山の事は。

上に引る攝津風土記に見えたる如くなるか。山城國葛野郡桂里より。し訓郡を隔て、攝津國なれり。其便りも因らせ給へるものと見えたり。さて此以下此事ありし。稻倉山よりの事なるへし。○齋國出飯。國は田津物の生出る處をいふ。此の次の海山に對て暫く國とい別言へるあり。故クガと云も國處の意なり。纂疏。國者百姓之所居。飯則人之所作。故向國出飯と云り。さて飯とい五穀の食用となれる總名なり。故に粟飯麥飯など云るなり。○向海云々。又云。海者鱗介之所在。故向海出鱈廣鱈杖とあり。記傳云。和名抄よを魚背上鬣也。和名波太俗云比禮とあれども。比禮は背上鬣のみならず。左右あるをも云。波多を左右あるをのこ云て。背上なるを云へからず。然るを波多も。鱈字を用るは。背上なるを比禮と云此字を用るなるへし。さて鱈廣物鱈杖物は。魚の大きふる小きを云る古の雅言なり。獸は毛柔物毛。鹿物といふ。萬葉二十。鷓河立取左牟安由能之我波多波。爾之これらも魚に鱈をまじりていふ云り。童蒙抄。鱈のせは物とありと云り。

名義端垂なるへりと重胤説なり。○齋山云々。纂疏云。山者禽獸之所。故
 向山出毛鹿毛茶とあり。大政詞後釋云。和名抄に獸和名介毛乃。畜和名
 介太毛乃と有ハ。相誤れるなるへり。神代紀云。同じ續きの文也。畜産と訓み
 獸と訓る。正しむるべき。皇極紀天武紀云。六畜をムクサノケモノと訓り。
 然れハ畜は介毛乃。獸は介太毛乃なり。借介太毛乃は毛津物の意。介毛乃ハ
 飼物に加比を切めて伎なるを。氣と云るなりと有る説よろし。記傳の説はさて
 重胤云。賀茂翁説云。毛能和物は鳥を云ハ。毛能荒物ハ獸を云と云れたり。和
 名抄羽族體云。毛訓爾細弱毛也。又禰祢文選海賦云。鸚鵡禰祢。師説布久
 其外に。なと有ハ。何れも羽を毛と云るあり。今も鶴毛衣など歌詞に詠り。借其を
 羽と云ハ。蕭つハツ。飛舉る用を以なれハ。鳥もも毛と云ハ本より也けり。此を以思
 ふハ。鳥ももあれ獸ももあれ。其空の人の食用と成る限りハ。此は出来たる事灼
 然しと云り。さて獸ハ上古は常は食とりし事ハ。此の古事は更なる。祝詞共ハ

所見たれハ。神も奉られ。又常は人も喰ふ事とてありしなり。下卷山幸の處ハ委しく云ハし。

但し畜を思て。獸を思てりしなり。其畜を思む事ハ。古語拾遺云。御羊神の牛

空を穢と爲とまりけむ。御祭は唾して怒給へるを。次ハ白猪白馬白鶏ハ神の

乞給へる内ハ。白馬は乗せ玉ふ料なるへと。白猪今云豚の事なり。白鶏ハ。弄物また使

物の料云。乞せとまりるなり。重胤ハ白猪を食料なりと云れたれと。色の白を乞し玉ふなど決て食料にハ非るなり。是即獸

ハ食ふへと。畜ハ食ふへからざる証なり。なほ次の牛馬の下にも云とあり。 記ハ。自鼻口及尻

種々味物取出而。云々とあり。聊異なり。○百机。記に百取机代之物とあり。

記傳云。百とハ其數の甚多きを云るなり。必しも百に限れるにハ非ず。 取ハ神功卷云。荷持田

村荷持此云。能登利云。とある持の如し。書紀ハ百机とあれども。これハ机の數を云にハあら

くあれども。此ハ百人持にて。机の數多きを云と成るへし。さて其机の數多きを云

中に。自ら置物の色目の多きことハはともれり。さて百人を百とのみ云てハ通えざる

か如くなれとも。此ハ例あり。千人所引石をチヒキイハ。又雄略紀の歌に五百世

經ると云ことを。イホフと訓り。此等人また世と云辭を畧ける云さま。全く此

おハ。机は坏居ツキスとて。飲食の器を居る由の名なり。和名抄に。唐韻云机案属也。

和名都久惠とあり。坏居を本にて。又和名抄文書具に。書案俗云不美都久惠。押坐凡の約りたる名にて。脇足の類あり。凡和名於之乃都岐とあり。たしまつきの字の案几机など通とし用て。みな坏居の意なり。○備貯。口より出たるものを。悉く御饌物を作り備て進るなり。今も神は奉る事を備ふと云るも是に貯の。古言の傳はれる也。備は装並なるへし貯の。雜へと云ふ同じ。繼躰紀なる御歌は。麻左葉返囉。多々企阿藏播梨とある。その阿藏播梨も糾とて。真折葛を以て髪を糾する。髪は糾る意を以て。女男手抱き交する意もつけ。また萬葉十三香黑髮舟。真木綿持阿邪尼結垂。とある。今本尼を厄に誤る。阿邪尼も。雜へとて。髪は木綿を雜へ結垂るなり。人の字も交名の義もて。名は交へ呼故なるへ。谷川氏云。童蒙頌韻に又をよめり。俗はませるを。あせるとも云りとあり。此も海山の種々の物を。雜へ備ふるを云なり。○饗。重胤云俗は人を饗應する事を。振舞と云る是なり。諸阿閉と云は令遇の意もて。酒食を我より持行て。人を饗應し。また人をも我が許に令請て。酒食を幣する事もて。其向の人は食物以て遇待を云なり。常は同一處に居る人に。食物を進むる事を饗とい云とす。行來

しての上からのを。然云る事無し。名義抄は饗字を。阿布とも阿閉須とも。阿流目ともある。其阿流目。海宮遊行章第六一書は。設饌百机。以盡主人之禮。と有て此と同一と。饗して客を饗應す事もて有なり。故もテナスと云あるじを爲す。と云り。

是時月夜見尊忿然作色曰穢矣鄙矣寧可下以口吐之物敢養我乎。廼拔劔擊殺保食神。然後復命具言其事。時天照大神怒甚之曰。汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊。一日一夜隔離而住。

忿然作色。面火照の意もて。怒れる顔色を云なり。怒る時の其氣逆上りて。面に表る此を云也。紀中作色愠色赫然なども其の訓り。○穢矣鄙矣。重胤云。此の記は立伺其

態之有か如く。其御糞を御厨にて料理らせ給ふとして。國は向ひ海は向ひ。山は向ひなると。御口より出給へるを。作具へ奉進らしむる。始より立伺ひ見行し御在し坐し故。穢らさるるも鄙しとも宣給へるなり。穢矣い食ふべき物を。口より出。穢汚として奉進れると。所思せる御言なりと云つ。○寧をムシ口と訓る。古言なるへけれと。類聚名義抄。其外古き字訓の書にもみ來りて古語。見え漢籍に無寧無乃をも。共に同訓にやなるべきを。古歌などいまた見及はされ。其詞の意考ふべきよしなし。強て按ふに。ムシ口は若の義か。呂は助辭なり。若も云々の事ありては。前方より心おかれて危む意か。此の總ての意は。此今進る物も穢か鄙か。然るものも穢物を奉進るへけむや。危む宣へるはあらしかなほよく考へし。○口吐之物は。重胤云口より吐る物にて。上目口出飯とも。亦目口出とも云る是なり。其は今御厨にて。料理り備へて糞を奉給ふと雖。其物質としも。口より吐出し給へり。其原は就て。然宣へる者なり。記に爲穢汚而奉進とある是なり。と云り此口吐を。本はクナヨリタクルと訓る。此の第四一書は。問

熱懊惱因爲吐と有とい異て。今は奇聖なる御態。口より食物を出したまへるを。月夜見尊の其を怒り玉へる口實。病などして物を浚出す状。殊更罵り玉ふなり。同く口より出玉ふなれども。其意は格別なりと知へし。○養我。本は養をカフと訓れと理なし。永正本鯨倉本はアフと訓り。カはアの誤從ふへ。とて按ふ。養は養の誤ならんか。字形もよく似たり。○擊殺保食神本は保食神字无し。今永享本應永本は依て補へり。山陰に。擊殺下。保食神となつてい言ならずと云れたり。平田翁云。擊殺ハ擊て殺し給ふとよハ非ず。擊はわろと添たる辭にて。實は斬殺し給ふなり。振劍とあるを思ふべし。と云り。記云。立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣云々。矢野玄道説に。此神の波國の與謝郡なるべき。殺されし玉ひし地は丹波國の與謝郡なるべき。○復命云々は。保食神の御態をも殺し給ひしことをも。具に申玉ひしなり。記傳云。加幣理言と。使人の選て申言と云意にて。加幣理ハ其使を保る言ふり。然るを今京にありて後。答歌を返しと云から。加幣理言をも。彼方の答言の意と思ふはたかへり。漢文に

復命云復はかの返しと云に當れり。加幣理言の加幣理には當らず。とあり。○怒甚之。平田翁云。大御神の此時かゝ甚と怒り坐る。大御心のほご窺ひ奉る。初教して宇氣母知神を候せ給へる。彼神の宇氣の神徳の大きに坐す事を。かねて聞看坐ましける故。ゆゑしと所思坐て。其は聞有保食神と詔へ。御言をよくおもふし。其功德のちといひかならむ。候て來玉へこの御心よて。物し給へるなりけんを。果して大御神の所聞看おき給へる如く。神徳の坐々ける。撃殺し玉へるよし白玉ふに依てそ。彼怒は惜み所思看す御心より。かゝ怒り坐るなるへし。と云り。○惡神。此は此般の一事は就て宣へるよて。摠ての御上は係れる大御言は非なるなり。ざるを惡神は宇は泥みて。御性の惡き神ぞなと思ふべきあらす。今世の言にも。一時の過を咎めて。あし人惡事といふとい異るるか如し。此も其例なり。此は漢文に翻すとて。まき。惡はしくなれるなり。上に嘉字を可字の意に書るなとも。思ひ合すし。○一日一夜隔離云々。大御神と月夜見尊と。高天原に坐なから。一日一夜の間暫時隔離れて。宮殿を異に住玉ふを云なり。永に放り玉ひしはあらす。然る

大考云。此一日一夜といふこと。いかに見ても心得かたし。故思ふに。此は古傳より日夜とありけんを漢文を潤色て。一日一夜といふ書きたるにやあらむ。凡て此紀は然る類多ければなり。日夜隔離といふ大御神は高天原に坐。月讀命は夜之食國に坐。云なりと云るは心得ず。月夜見尊の夜食國を知しめすは。大御神と相並はして。高天原に在なから。月國を知しめすにむ有ける。隔放りて。夜之食國に入坐し事古傳に見えす。もし此時より夜之食國を知看すこと。なりしとせば。潮之八百重を。又何時より知看すこと。ありしとせば。爲む。此にて其説の叶はざることを諭るへし。さて保食神を殺し玉ひしを記に。素戔嗚尊の事とせり。これに就ても。三大考に種々云ることあれと。總て信かたければとらす。

是後天照大神復遣天熊大人往看之。是時保食神寶已死矣。唯有其神之頂化為牛馬。願上生粟眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。

是後。重胤云。此は再度の大御使を。天降し玉ふ可めれ。少か其間合を隔たるたるへし。紀の例其所はて直に在るを。是時と記され。少くも猶豫あるを

于時と書され、其事は指次ながら、其間合あるを是後と書き、其事を記りて
 事改る時より、然後と記されたり。心を着へしと云り。然る言なり。○天照大
 神。又云此より産靈神の御事を漏し奉られたる。記より故是神産巢日御
 祖命。令取茲成種とありて。天照大神の御事を漏し奉られたり。然る高天
 原に於て。物爲とせ玉ふ天神量の御事いし。何時も皇大神を主宰として。
 産靈神いし。必預奉らせ玉ふ御事なる故。或も並載られ。或い何れか其
 片方を以て記し奉る。古書此例なるを思へし。其は皇孫天降の神量の御事
 を。天孫降臨章より。高皇産靈尊一柱の御名耳を記し。其第一一書より。唯
 天照大神と耳あり。其第二一書に。天照大神と高皇産靈尊とを更々
 載奉るを以知へき者なり。祝詞に何時も。高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏
 高御魂神魂命乃云云とありて。此より。出雲神賀祠に高天能神王
 皇太神の大御を漏し奉れるもおなじ。と云り。○天熊大人。本は大字无し。山
 陰云。人の上は。大字ある本宜しと云り。然る説なり。伊勢本小篠敏校本は

大字ありと云り。故今補ふ。但し山陰に。三熊之大人齋之大人など。大人に
 れたれ。此紀神名人名すして之字をば加へぬ例なり。且其引れたる三
 熊之大人齋之大人など。之字行ならむも知たければ。偏に云難し。舊事紀は
 も。次はふるも。大字あり。なほいは。明應本に大字はなけれとも。訓にウ
 ンとあり。私記も同じこれ。大字ありし徴なり。名義重
 胤云。熊の借字として。美稻を云る古言より有む。倭姫命世記は。垂仁天皇
 二十七年の處は。皇大神御前。懸久真爾懸奉始支云々ある。懸久真は
 懸稻カケコメとて。神嘗祭詞は懸稻カケコメと見えたる是なり。皇太神宮儀式帳は。久麻良
 比神社一處。稱大歳神。兒千依比賣命。と見えたるも。久麻は稻良コメの助辭
 比飯ヒイなるへとや。故古は稻を久麻と云事二証あり。又和名抄郷名は。石見國
 邑智郡神稻。之久末あり。淡路國三原郡神稻。之久萬あり。神稻の義を以て云
 るよて。言ハ稻實コメノミなり。然るを肥前國高木郡神代カキ之呂ノも。本ハ神稻と同じ
 訓なりけむを。字は依て加無カキの訓誤れし者なるへし。和名抄祭祀具は。精
 米和名久萬之彌。精米所以享神也と有れ。美稻ウメコメは近き言なり。故思ふ

よ久麻は咋味なり。世中食と咋ふ物いし多と有れども。其有か中よ。美味
 き物の稻なる故よ。久麻とい云なりけり。武郷云。中山信名説に。久天熊大人の。
 天熊大人と云よ異ならずなん。故其月夜見尊の大御使として。出生し後よ
 復被遣たる神よ坐せし。其天熊大人も。並々の神よ御在し坐せし。必貴き
 列の神よ御在すへきふと云り。○往看之。平田翁云。此ハ宇氣母智神の殺
 され玉へるを。甚と惜み玉ふ餘す。月夜見尊の殺し玉へる由ハ白く玉へとも
 し生居給ふことあらむむと。猶ゆかしと思着ての御使也。保食神實己死
 矣。とあるよ心をつけて。此大御心を想像奉るへし。○實己死矣。此大神顯
 御身ハ。慮らざる禍事にて神避坐れし。御魂ハ衣服食物住處よ幸給ひて。今の
 顯よ此大神の恩頼を。蒙らぬ人なきよて知へし。別て稻穀を生幸へ坐す事ハ
 天照大神とへし。齋き奉玉ふよても思料り奉るへし。○頂は。和名抄形體部
 也。頂顛。顛訓伊太々波。頂也。顛頭上也とあり。名義抄よも頂顛をイ

タ、キとも。イタ、クともあり。又頂よも顛よもイタ、キと訓まれ。宇鏡よハ
 顛頂の二字を然訓り。重胤云。万葉よ伊奈太吉とある。奈字ハ多を誤れる
 なるへし。和名抄天地部也。嶺山頂也。和名伊太々木とも有て。山頂よても頭
 上よても。其至りて高さ極なる所を。伊多太波と云るハ。至高又極高の義と聞
 えたり。然れば彌以てイナタキハイタ、キの誤なる事知らる。多と奈とは草体ハ
て似たる字なり今も貴人より物を賜るを戴くとも云。頭上に捧けて恭々し
く受賜はれは云なりと。云れざるハ然説なり。○化爲牛馬。頂よ牛馬のなれるハ。軻遇突
 智神の首よ。神生坐る類なり。化爲ハ。頂の變りて化よてなめらとて牛馬ハ食
 物を持運ひ。又田耕る業を助けなごする者なれハ。此神の御身よ成れるよそあ
 るへき。記よハ牛馬のことナリ。華牙云。初ハ毛鹿物毛柔物。口より出るとあり
 て。其は皆御饌物よ成るへきものなりしを。牛馬ハ其類よあらねハ。本より喰ふへ
 き物よあらざることを成るへし。まゐるを牛をよき喰物とする國共の。鄙きこと知
 られたりと云れたる。信にざる説よて。喰物となるへき物は。口より出。牛馬ハ頂

より生出たるより其用を異したる事明らかし。其他、大猿鷄オホサルトリなるも此時
 口より出たる類ならぬ。さるものよりすなはち此上よ云る。穀と畜との差別を
 立たまへるも。此神の御制よれる事なるへと。推料奉られたり。○願ネ永享本には
 平田翁云。願名義抄よヒタヒと見ゆ。和名抄に願加之良乃加波良と有れど。此は必願なり。願和名比太比とあり。
 と云れたれ。願をもまの訓なり。○粟。和名抄粟和名阿波。重胤云皇御孫
 尊は御天降の時に。天神より齋庭之穂を事依し授奉玉へるより。此大八洲國
 の名を。豊葦原千五百秋瑞穂國と名よ負ふ事よ有れども。其以前よ
 い粟を耳專と作りたるへけれ。國名にも粟國と云るふこの事多しと見ゆ。伯耆
 風土記よ。相見郡々家之西北有粟島。少日子命時。粟莠實離々。即載粟
 彈渡常世國。故云粟島也。有を以考へ。天孫降臨章第六一書よ。遣無
 名雄雉。往候之。此雉降來因見粟田豆田。則留而不返。云々とあり。陸
 田多在し状なる事。此を以知へきなり。神武天皇大御歌よ。瀬都々々志。俱

梅能波運ウメノナハノハ。阿波走理アハノシ。云々。諸はせ五へり。阿波走を釋は謂粟島也。
 と有れ。中洲と釋。東征以前は粟を專と作りしなり。と云れたる。此
 にて上古粟は多かりし事を知へし。名義未詳。○肩。和名抄は説文云。肩和
 名萬由。目上。毛也とあり。○蠶。重胤云。蠶ハ加比古と訓來る事よはあれど。
 も保食神の御肩より成出たる者なれ。麻由と訓む方なむ勝つたるへき。神武
 云。御肩より成出たる者なれば。麻由と云と云る説は裕あり。麻由は其木綿あるへ
 し。神武紀に眞を略きて内木綿とあり。木綿は借字にて絲となし。眞綿となし。帛
 となし。へき品と上古よ由布ユフは云けらし。さて白木綿シロウは。已に絲となし。帛と織
 たる上にて云なり。蠶の事は已に云り。和名抄に蠶和名加比古一名古加比須虫
 吐絲也。俗爲ハ。和名抄よ。蠶和名萬由。蠶衣也。獨蠶和名比波萬遊と見え。
 桑蠶和名又波萬由。即桑蠶也とあり。若其蠶と云るは。其桑蠶の其殼に
 織れるを云稱して。蠶ハの名よは非なり。萬葉に足常母タシホノハ蠶子肩ハ隱カクレ。隱カクレ在カクレ。見ミ。依ヨ。鴨カモ。とあり。人ヒトは傳ツト。つと女の事。養蠶の蠶中ハは隱カクレ。るは聲コエ。たる蠶
 みのあれども。養蠶の蠶ハは別ワカ。たる事也。蠶ハ。四ヨ。を麻欲マヨクと有。肩ハ。も麻用マヨウと
 云。同ドウ。字ジ。に麻マ。同ドウ。袍ホ。衣イ。也ナリ。

奉進の事、（イナカヲシ）水田種子。又因定天邑居。
（イナカヲシ）天熊大人悉取持去而奉進之。于時天照大神喜之曰。是物
 者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆為陸田種
 子。以稻為水田種子。又因定天邑居。
（イナカヲシ）奉進をタマフ事也。訓也。立奉じて。云々云々。奉と云ふは。物を捧る事也。

（イナカヲシ）奉進をタマフ事也。訓也。立奉じて。云々云々。奉と云ふは。物を捧る事也。

（イナカヲシ）唯は、（イナカヲシ）神代下
（イナカヲシ）現志伎の嬉悲の類の志伎は、（イナカヲシ）神代下
（イナカヲシ）卷と幽神事と對して。顯露事と云ふの如く。目に見えず顯はらぬ神と對して。顯
（イナカヲシ）れたる世人と云事と。雄略天皇の葛木神の形を顯はして。見え奉り玉ふを宇
（イナカヲシ）都志意美と詔へる。又師説は万葉と空禪。（イナカヲシ）借字。宇都曾臣なるも。みふ顯
（イナカヲシ）トキ身と云事ありとある。又現心夢現などの現みな同言也とあり。とて重胤
（イナカヲシ）云。此は何れも神等の御上より。活とし生る人種の事を宣ふ御言よ。限りたる
（イナカヲシ）御事よ。記傳より目に見えず。顯はらぬ神と對して。顯はれたる世人と云事と。
（イナカヲシ）と云れたるの如く。觀や顯人神より御在坐すとも。同一と現身とちよて。云ぬ
（イナカヲシ）詞なり。顯人神の御上より。天下の人民を指して。大御實と詔玉へり。若て其仕奉
（イナカヲシ）民の稱なから神より云と。天皇より云と。我等
（イナカヲシ）教神の隱身なるは對して。入を顯

身と云り。○蒼生口。氣は青人草とあり。記傳云青人草と云所以は。一日必千人死。一日必千五百人生也。このある意は。草の彌益は生茂りはひくるは。磨へたる穢なり。青と云ふは。云ふよ心を著へし。故この穢は。神の人の利益を爲し玉ふこと。人の損害を爲玉ふことのみ。必用ふ穢なりとあり。蒼生と作られたるのみなり意はいたく異なり。さて重胤説は。寶鏡開結章第三一書。日神の頃者人壽多請云々と詔へる。其場は侍らふ諸神の事にて。即八十萬神是なり。若くは神と人との差別無の如しと雖も。熟思ふは其神は御在坐也。此顯身の坐々事ハ。現世の人と然しも異り無きハ。人と云ひ。顯身なる人と雖も。世を終たるは神と云事と見えて。萬葉二。弓削皇子の覺坐るを。又本及天宮。神隨神等座者。と有る是也。又顯身ハ御在坐れとも。皇御孫事の御上ハ。天照大神の御子と坐て。其御成徳目と見え顯われ玉ふの神若くは顯れ玉ふ。其の神は坐せし。靈神と坐す神とも稱。奉りて。其神も

眞なる御所行ハ。神又ハ神は備はこと申す常なり。然れハ神と人との應身なること。應身なること。差有る耳なる事。此顯見蒼生の義を以て知らるなり。と云れたるは。神人の差別あるは。とて顯見蒼生可食而活之也。と詔へるは。就て。平田翁説。大御神の蒼生を愛くし玉ふ事ハ。此一事を以て悟るへし。此ハ只は食て活へきものぞと詔はむと。御身つひらの上よかれと。青人草のと宣へるにて。其大御心いと著明は知られたり。と云れたり。實は然る言なり。○陸田ハ。纂疏は不用水而耕種曰陸田とあり。和名抄曠耕麥地也。曠耕田。據日本紀師説ハ太介。天武紀に曠をハ。タケと訓せり。或説ハ波多ハ乾田なりと云り然るへし。氣は土毛とて生れる物を云稱と聞るふり。と重胤云り。○水田種子。纂疏は用水而耕種曰水田と有る如し。本にも名義抄にも。タナツモノと訓る。田根津物の義なり。とて諸物の種子ハ。田根と云事にて。稻種も起りたるなるべき事。出雲風土記。飯石郡多彌鄉云々。稻種隨此處一故

云種ごある文を引合せて知へし。これ種と云ひ稻種なるが故なり穀物を多那都毛能と云も稻を主と云たる稱なるを思ふべし。○天邑君。重胤云私記に。天者是例文美大之辭也。言此時初定居邑之君也。云々是官職初置也と云ひ。又口訣は農長也。纂疏は謂農人之長と有るが如し。寶鏡開始章第三一書は天邑并田と云名あれば。此は於て農作の民出來。又其は就て邑里も出來れるが故也。其百姓を治る邑長も出來れる者也。出雲風土記は所造天下大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天領田之長供奉坐之と有も。右の天邑君の如し。君の宰の謂なるべし。垂仁紀は郡公をムラツカサと訓る是なり。和名抄は漁子。和名伊乎止利と有。對へて。漁父。一云漁翁。無良波美と有。漁村の中にて。其古老を立て。漁子を宰とする者と爲るが故也。當昔邑里は其名亡て。却て漁村は邑君の古号を傳へたりと者と所見たり。已は神武紀は。遠邇之地猶未。諸王澤。遠使邑有。君村有。長。各身分。濫用相波

際と有れり。私よ立て農長たり。猶邑君と云なりけり。

即以其稻種。始殖于天袂田及長田。其秋垂類八握莫莫然甚快也。又口裏舍。便得抽糸。自此始有養蠶之道焉。保食神此云宇氣母。知能加微。顯見蒼生此云宇都志。枳阿烏比等久佐。

稻種 本にイ子タ 伊那陀彌と訓へし。天孫本紀は建稻種命と云名は例もあり。さて種の植物はひろと云名はあれど。其元は右も云る如く。田は時殖て。生し立る根と云事にて。上も引る名義抄は。水田種子をタナツモノと云るも。穀を。和名抄に穀。田は殖るの本なるに依て。然も云習へり者なり。○秋田長田。平田翁云。此は天上にある大御神の御營田の名なり。秋は長と對ひ

て、字の意は言なきに思はれ然らず。武備云、秋を字の意ならんを云れし説
 何問給、白久味藤之狹田國止白支云々との
 呼廣之云々とのめは決く狹き意はめらす、真に通ふ依にて、稱言なり。此外
 にも、大御神の御田、天垣田、天安田、天
 平田、天邑并田、も云名見えたり。長も稱言ふるべし。○垂頭八握
 稻穂は長と生たるを云、祈年祭祀詞、八束穂能伊加志穂、顯宗紀、新墾
 之十握稻之穂などあり。類を此にては穂と訓れども、此は加比と訓むか正しき本
 穂に出たる狀、加比は其体語なり。然るは記傳に穂と類とは同物なれども、富とは
 を云名なりと云れるが如し。○莫々然ハ、口決、茂親とあり。新古今集大嘗會
 稻春歌、神代より今日のためとや八束穂よ、長田の稻ハ志なひ初けむ。○快
 重胤云許々呂與久阿理伎と訓へし、思ふ事の叶ひて、心の如く成るを云語
 なり。此ハ天狹田長田也。始て殖試みさせ玉へるか、其秋の垂頭ハ握よ莫
 々然たる。田面を見度し玉へる時の御心あり。上ハ天照大神喜之曰、云々と
 有りし其御喜の、的然して違はざる事を。御心よ宜く所思食しなり。萬葉一
 山、山川之清河内跡、御心乎吉野國之と有も、山の麗しく水の清きを見

行して、御心を置と慰め御在坐して、此は快の例なり。此は源氏物語なども
 未立の麗はしきを愛で、草花の彩はしきを賞る時々の詞也。心ち宜けよ云々
 など多と云るが如く、其唯よ立る形狀を賞云辭あり。と云れたるが如し。此
 快を古本に、マクマシと訓る。それも古言なるべけれど、宇鏡集などは、律字をもマ
 クマシと訓められ、稻穂のさまなどには聊物遠が如くおほゆ。此はよく考ふべし
 ○卷頭。又云麻由表布々美氏と訓へし。本よカヒユと訓たれども非なり。其
 は巻の端を作れるを、口中よ含み温め、巻にして糸口を取つ。抽出むためなり。
 今ハ世中よ此道大よ開けて、端を釜中よ煮て、其糸を繆車よ絡ひ取る事よ
 いあれとも。此ハ事の始よ有けれハ、口よ含みたる糸を、手よ絡ひ取る許は事
 まで、甚だ簡易なりと當昔の狀見えたり。或説、上古質約口裏含指抽之、今
 然れとも上古とて、殊更に質約に物爲るにてハ有、と云り。○養蠶之道、又云加
 ちも其自然成る可き道よ、任せ賜へるものなり。と云り。○養蠶之道、又云加
 比古と云時ハ、其例はる、其蠶の事なるを、此よ古賀比と打返し訓むは、其蠶
 を飼ふ蠶と云義なり。古語拾遺よ、蠶織之源起、於神代、と所見たり。式玉陸

英國會津郡養靈國神社有り。觀跡開老志に、社南有川曰編掛澤。養靈社
 獻神とあり。かにも舊社と見ゆ。○武郷云、頭書に此神を稚皇產靈神を祭
 るとあるは、一書に依ての事か。まことに保食神を祭るべきものとおぼゆる。さて
 舊事記よ。此文を載たるに、始有養靈之道。乃起經織之業者也とある。
 養靈と經織とを。相對したる文として。平田翁も云れたる如く。當昔然る本
 の有を。取れる者なるべし。此經織之業ハ。即寶鏡開始章よ。天照大神方織
 神衣居齋服殿。と見えたる是なり。其第一、一書よハ。稚日女尊坐于齋服
 殿。織神之御衣とある。是即世中ハ經織の業一もある。其起ハ天照大神の
 事始め定めさせ神在坐す事を。明らか奉るべき證文なり。と云れらる。みなさる
 事ともふり。さて此一書ハ。衣食の始として。住宅の始もなほ此時なるべきよ
 しの考共寶鏡開始章にいへり。人
 民ハ功業ある基なる事。こよ注る如し。此物等の如此しも成定れる次第
 を云む。二柱大神の國生の始よ。已ハ御衣服の事。御食物の事など。見えな
 れハ。形の如く成就へり。者なり。然れども此時織經の事有て。御衣となし。農

作の事を力成して。御饌に奉られたるよ。非る事固なり。然れハ如何よして
 か。其物ハ成たると云よ。其は何を以ていかよして。作り給ふと云事。人の量知
 るべき際ハ非ず。此ハ大神の始給へる事共也。此よ以後の衣食の原よ。其
 ハ保食神の被殺玉へるより事起れるハ。元より如此なるべき。幽き由の備はれる
 事なるべし。其また産靈神の奇異なる御所作よ。因る事なるハ云も更なり。後世
 の凡心を以て。世を初め給へる神の御上を。准へ料り知奉るべきに非ずかし。と
 てまた葦牙云。こよ牛馬をつかふ事もあるべきを。なきハ事足らず。されど此物も
 共よ天へ持去給ひしふるべし。下ハ斑駒の事もあれなり。また此保食神ハ。此
 國ハ神なるよ。其神の御身も成るものハ。先みふ天へ上給ひて。後ハ皇御孫命の
 御天降の時。副へ奉りて。此國へ降し玉ふこと。日神を天へ舉奉りて。後ハ皇
 御孫命を天降し坐しめたまふ事。あなかし。幽き故あることよ。と云れた
 るもさる言なりけり。

版權所有

明治廿二年八月二十一日印刷
全年月二十三日出版

著述者

東京府牛込區東履町十九番地寄留
長野縣士族
飯田武郷

印刷兼發行者

東京府日本橋區本石町二丁目一番地
寄留兵庫縣土族
魚住長胤

發行所

東京日本橋區本石町一丁目
大洲學會

賣

東京神田區南神保町二番地
大洲學會發行書籍賣捌所
博弘堂

所 捌

西京東洞院三條上ノ所
村上勘兵衛
大坂備後町四丁目
博聞社支店

定價金參拾貳錢也

明治二十三年七月十日印刷
全 年全月十日出版

定價金拾貳錢

著述者

東京市牛込區東覆町十九番地寄留
長野縣士族 飯田武郷

印刷兼發行者

東京市日本橋區本石町一丁目一番地
寄留兵庫縣士族 魚住長胤

發行所

東京日本橋區本石町一丁目
大八洲學會

賣

東京神田區南神保町二番地
博弘堂

捌

西京區洞院三條上
村上勤兵衛

所

大坂備後町四丁目
博聞社支店

尾張名古屋玉屋町
片野東四郎

出雲精羅郡平田町
森脇勝浦館

越前福井
品川太右衛門

大八洲學會發行書目

本居登類講義 田所千秋筆記

全部五編

○古今和歌集講義 本集の眼目は初學の心得やそからんか爲よ本居大人の精駁を撰みて説きあかされたるを田所先生きゝかきまづるなり凡そ此歌集の註釋は何くれとなくあまたありと雖も此筆記の簡便よして能く其要領をつくされたるよ如くものはなし去れば詠歌者流は平生かならず座右をばなさず讀み味ひて所詠の龜鑑となすべき珍書なり

●古今和歌集講義 初篇 定價金四拾五錢 ●郵送料金六錢
●次篇 秋歌の部 初篇 同様の体裁 定價金拾五錢 ●郵送料金六錢

九鬼帝國博物館總長題字 小中村文學博士序 伊藤理學博士題字
黒川文學博士題詠 小杉楳村校閱 横井時冬著

○園藝考 全壹冊 定價金四錢 郵税金四錢

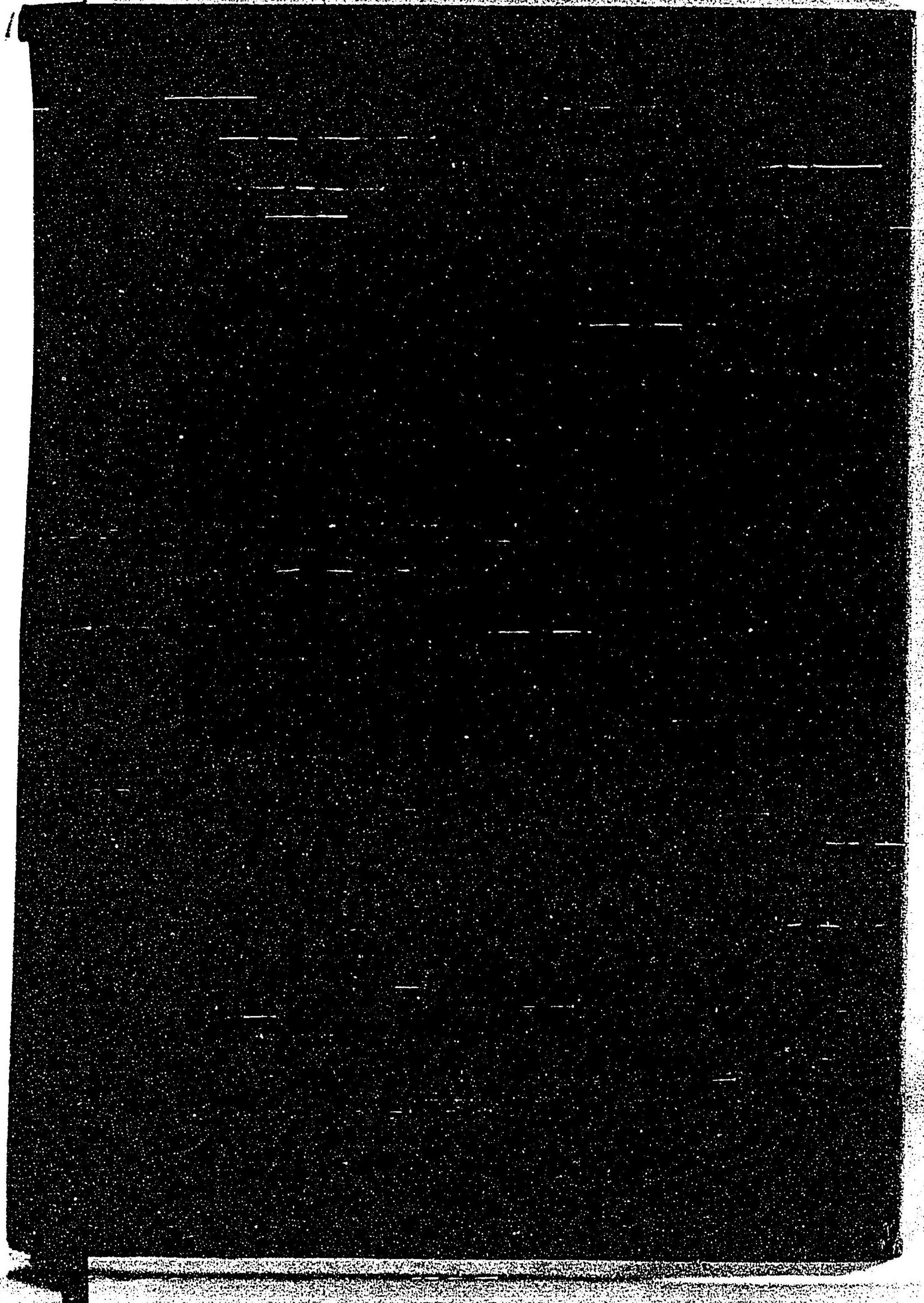
本書ハ本邦の作庭美術ヲ關する沿革を詳述せし者也就中鞍馬式鎌倉式室町式慶奇屋式等の作庭の如きは古人の未だ研究し得ざる所を發揮せり台や園藝會起る際し實ニ必用の書也

飯田武郷著 全部舊本六十冊 同印刷新本二十冊

○日本書紀通釋 日本書紀の皇國第一の寶典なる事ハ皆人の知處なれども古來全備の注釋なき事を飯田大人の年來わか心事とおもはれて本居平田三翁の記傳史傳給木重胤氏の紀傳集を以しめ通釋集解を其の餘の注釋を普く取捨し自己の發明説をもまじへ廣く物せられたる此通釋なり證の正しき事當時此書を置て他よある事なしされは古書志す人必一讀すへき良書なり

●上卷之部 七册 神代卷 卷一 卷二 印刷済 一卷定價 參拾貳錢宛
●中卷之部 七册 神代卷 卷一 卷二 印刷済 一卷定價 參拾貳錢宛
●下卷之部 六册 神代卷 卷一 卷二 印刷済 一卷定價 參拾貳錢宛

17
210





Ⓜ

001607-001-3

17-210

日本書紀通釈

飯田 武郷 / 著

M22-23

ACB-4221



